



神祇志料

栗田寛著述

五

特別
イ 4
3163
178(5)



貴
14
3163
178(5)



神祇志料第五卷

目錄大意

門人高原清治謹記

此卷には年中恆例臨時の諸祭儀を記されたるが、其祭ハ朝廷にし、天下萬民の爲ニ食物衣服住家に至るまで神の保護を得て安逸ならんことを御業なる由を掲げて、先第一ニ内侍所を置給ひ、事神鏡の威靈奇しく妙とて、天日嗣の御許を假初にも離れ給はざらん事、又内侍所御神樂の始、また其儀式臨時御神樂、石灰壇御拜等の事、次ニ大嘗祭の原由悠記主基の殿を清々しく作り設け、神座を備へ、天皇御親ら神饌を奉り給ふ事、祭儀終て後、天皇豊樂殿に御し、中臣天神壽詞を奏し、忌部神璽に鏡劔を捧げ、兩國の倭舞、田舞、吉野國栖奏、安倍氏の吉士舞などありて、諸臣に御饌御酒を賜ふ事、忌部の鏡劔を奉るの禮後朱雀天皇の朝以後絶たる事、標山を月日の山と云々引ありく事、高倉天皇の朝濫行あるを以て、武士に大嘗宮を守衛

神祇志料

第五卷

一

らしめ事次に祈年祭の起り神代にある事案上案下奉幣の儀式祭物の事龜山天皇の朝祈年に預る神社の所在詳ならざりし事次に月次祭次に神今食とは天照大御神に神饌を供ふる御祭なるが鳥羽崇徳の御世より祭儀衰へて安徳天皇の朝より御聖神座なくして唯神饌ばかりを備へて事次に新嘗祭大殿祭次に神衣祭此は神衣を大御神に奉る御祭にて其故實神代より起りし事次に神嘗祭大忌祭風神祭次に鎮華祭は大神狹井神を祭る疫癘を鎮る事相嘗祭は新稻を以て醸れる御酒御饌を神に御饗と給ふ祭なる事次に鎮魂祭鎮火祭道饗祭次に祈年穀八十島御贖大神寶使大被等此諸祭悉く其根原より祭式また其盛衰沿革等を明瞭に考證して記ことたり



神祇志料卷之五

祭儀

内侍所	大嘗祭
祈年祭	月次祭
新嘗祭	大殿祭
神衣祭	神嘗祭
大忌祭	鎮華祭
相嘗祭	鎮魂祭
鎮火祭	道饗祭
祈年穀祭	八十島祭
御贖祭	大神寶使祭

常陸 栗田寛 編輯

大 祓

祈雨神祭

名神祭

霹靂神祭

遣蕃國使時祭

却送蕃客神祭

附疫神祭 雜祭

凡天神地祇の祭神祇官皆常典に依て之を行ふ大祀中祀小祀の差あり大祀ハ一月齋と中祀ハ三日齋し小祀は一日齋と其祭祀の幣帛飲食及菓實の属は神祇に長官親から檢校して穢る事なうらむ令義凡大嘗と大祀と新年月次新嘗神嘗賀茂祭と中祀とし大忌風神鎮華三枝相嘗鎮魂鎮火道饗園韓神松尾平野春日大原野梅宮神今食大神祭と小祝と梅宮以下八字據年中行事秘鈔拾芥風神已上ハ並に諸司齋と鎮華已下ハ祭官齋と小祀に祀官齋と凡内裏齋せども朝使を遣さるる祭は必齋を行ふ其新年賀茂月次神嘗新嘗等祭前後散齋の日ハ僧尼及重服情を奪て公に従ふ者内裏に入る事を禁む輕服と雖も致齋散齋の日入る事を聽と諸祭も亦此の如し凡神事に供奉る諸司は

司毎に判官一人其事を專當ツカサシ常々督察を加ふ凡其祭祀の日は所司預め官に告し散齋前一日に少納言之を奏す延喜式舊制散齋の日平且諸司に告し

諸司禁忌を犯者あり嵯峨天皇弘仁二年勅して令條を改め散齋前一日に諸司に班告ると極例とす日本後紀類聚三代格蓋上古神聖神衣新嘗の祭を設け列聖

又新年鎮華月次新嘗等の祭を定むばみな天下を平穩にして蒼生を安から

とむる爲と非るはなく其祭幣に玉鏡刀斧矛楯あり男女を調を定るに至る

熊皮鹿角布帛等の物あり日本書紀令義 解古語拾遺後と及て神社の禮秩を別つに鞞

を以てと風が如きも自ら農業を重みし武事を尙ふの義尤を深と參取令義 解延喜式

惜哉上古の禮典其詳なる事今得て知るべからざ然もども大寶と令制あり貞觀の儀式あり延喜と式あるを以て稍考ふべき事あり令義解貞觀儀式延喜式此後儀式ますます備りて禮文愈繁縟とは陰陽師に説行はるる及て種々の忌穢を取唱へて神事を輕易にと奉りしより神々の護衛を自ら深うらとて

終に朝威の衰ふる端となりよき戒めざるべけむや延喜式西宮記北山鈔本
朝文粹社家次第園大曆
 嗚呼後の大政に預る者果てよく天祖天孫の民に爲に祭を設くるに意を
 諭り幣物に矛楯弓矢を備ふるに義を辨へなば神祭の本此に在て方忌時日
 に拘るその皆其末なる事を知らん然して後其繁縟の文と去て簡易の實に
 就かば神聖の大道復世に興るに庶幾らむ歟是を以て内侍所の如きは令式
 載せざる所と雖も朝廷之を崇め奉る事大神宮に等しく其事に關係する者又
 尤大なるを以て之を卷首に掲げ次に令制所謂恆例諸祭みな大小祀の倫次
 に依て之を記せり凡賀茂園韓神松尾平野春日大原野梅宮大神祭皆令以後
 の加ふる所なるを以て各社の下と繫て此に列ねど其它臨時諸祭は類を以
 て相従ふ

内侍所

内侍所景神天皇の朝天祖授け給へる神鏡と倭笠縫邑に移奉り石凝姥神の
 裔孫をして更なるを撰造らるめ護身御璽とせらる日本書紀
古語拾遺即内侍所神鏡

也垂仁天皇に朝始て別殿に齋ひ江家次第
禁秘鈔後又清凉殿より温明殿に移奉る

殿は元内侍の居處なるを以て内侍即其神鏡を掌りき仍て之を内侍所と云
江家次第禁秘鈔古今著聞集○按禁秘鈔云温明殿に移奉るを垂仁朝と云
 き温明など云ふ名當時あるべくも思はれを撰集鈔に宇多朝とあれども何
 に據て云るに詳ならねば姑其加之古所と云ふ蓋之を尊奉する也禁秘鈔
日本紀
畧○按加之古所又賢宇多天皇寛平中始めて例供を定め月毎の朔日に神供
 所或は威所に作る

二十合を供奉り即位初より内藏寮四十合を備ふ江家次第禁秘鈔○按平

年六月二十八日夜御供四十合を奉る其二十合は白米其四合は紙四合は菓
 子四合は茄和布雞頭草四合は炮于鯛鮭堅魚四合は鮎鮪鯉鮒等及高坏四十
 本長櫃と納れて女官等取傳へて之を凡供御の物は其新に出來るまに

先臺盤所棚と置き内侍をたて供へ奠らるむ其崇敬奉る事神宮の如く假初
 にも内侍所を御後とせざる事なく神祭に儀みな伊勢神宮に異なる事なと禁秘鈔

鈔朱雀天皇天慶元年災異屢起り宮中安からざ即神鏡を後涼殿に坐奉る時
 雨甚しく零て路の難ありしを内侍幣物を捧る祈り申しとらば雨忽に止た

りき其事に觸て靈驗の奇びに坐事多く此の如也本朝世記、年中行事秘鈔、村上天皇天德四年丙裏火ありて神鏡災に罹りき故尋求めしむるに温明殿の瓦上に現し給へり、其徑八寸許頭に小瑕ありと、圓規及帶少うを損ふ事なく、分明なるを以て假に縫殿寮に移奉りぬ日本紀畧小右記釋日本紀、帝王編年記○按江家次第、禁秘鈔、一代要記、源平盛衰記並云、此時神鏡自ら飛出て、南殿櫻樹に懸らせ給へるを、小野宮實頼警蹕を唱へしうは、即袖に移り給ふと云り、されど當時の日記實錄に其事みえず、著聞集も、此事はぼつろあしと云り、一條天皇寛弘二年の災、圓規みな損はして唯帶のみ残りき、故外記と下して鑄改むべき由を勘へしむるに、神威はし坐て殿中日の如く光耀けを以て、其議終り止たり小右記、法性寺關白記、後朱雀天皇長久元年の災には、御形残りなく失給ひしうと、靈光を放ち給ひければ、公卿議ひ定めて、寛弘の例にまゝに其灰をかき集めて、辛櫃に納奉りき百鍊鈔、神皇正統記、古今著聞集、當時藤原氏政を恣よと、朝廷を蔑し奉り朝威を又衰へしかども、公卿みな歌に耽り色に溺るゝ時は、此災蓋天神の警戒を示し給ふ所也神皇正統記、榮華物語古

今著聞集大意

二條天皇平治の亂、神鏡賊の爲に盜まれ、其後平清盛の第に渡り奉り、明年四月に至りて、新に辛櫃を造り、温明殿に還り坐しむ神宮雜例集引永曆元年宜旨、百鍊鈔、安徳天皇壽永の戰に、神器を具奉りて、西國に行幸と給ひ、平民に軍敗るゝ及て、東國に兵共、御船に亂れ入り、賢所に櫃を開けむとせと、目に眩み鼻血より見え事ありと、人みな其神靈を畏奉りき東鑑、源平盛衰記、百鍊鈔、後醍醐天皇元弘の亂、神器を光嚴院に渡り奉りつれど、程なく大御許に還給ひ增鏡大平記、延元元年に、偽器を光明院に渡り給ふを以て、神鏡儼然に在りて、吉野におはせ坐り、後村上天皇正平七年、男山行宮を遁れ坐時、名和長重、神鏡を負奉りて、賊の射る矢辛櫃に中りつと、唯一矢も洞らざりき太平記、其靈威の顯赫に、神徳に奇く妙に在り、假初も天日嗣に御許を離れ坐せざる事實と、天祖の神勸に異なる事な也日本書紀、神皇正統記、凡御神樂を行ふ事、一條天皇長保四年十二月より始り、二年一度之行ふ帝王編年記、中右記、江家次第、公事根源、○按、盛衰鈔、内侍所御神樂、十一月下酉日、臨時祭同日也、寛平御宇より始るとすされども、諸

書と合す、恐らくは謬
 ならん、故お取らす
 白河天皇承保より後、毎年に行はる。中右記、歴代皇記、皇年代畧記、公事根源、
 其儀掃部寮預め南殿の階より、綾綺殿額間と至らば、打橋を造り、温明殿南
 第二間神座の前に御座を設け、第三間に管圓座を敷て、神樂を觀給ふの所と
 す。東南渡殿綾綺殿等と、后宮女孺典侍已下及群官の座を敷き、本末の座を渡
 殿の北砌と設く、本方の座、南面東上し、末方の座は、北面東上と。本方以下、近衛
 召人後、在り、人長、座西にあり、主殿寮庭燎を温明殿の西砌に焼く、亥刻、二
 國大 天皇御座に着く、其以前御辛櫃に色々の紙を垂く、緋網を引き、鈴を懸く
 大膳神饌を高坏に居く、典侍に傳へ、神座床子の南に供ふ、天皇笏を執り、再
 拜兩段訖、刀自祝詞を奏と。刀自以下、公事根源、女官鈴を鳴き、その後、觀樂の御座と就給
 ふ、時群官及本末各參入て、即神樂を奏と、終て四位已下女官等に、祿を給ふ事
 差あり、江家次第唯臨時神樂は、祿を賜はざ、凡臨時神樂は、秋季に行ふと、恆例と
 す。建武年中行、公事根源、平治壽永の亂、神鏡他所に徙り、其後温明殿と還らせ給ふ時、三

大嘗祭

夜に神樂を行ひき、又之を臨時神樂と云ふ。百鍊鈔古へて神衣を奉りしが、中世
 より後、其禮終る廢り、凡天皇石灰壇として、神宮及内侍所を拜給ふ、壇に仁
 壽殿の左に在り、内侍預め御座を壇中央に設く、天皇沐浴し、服を易て、即禮を
 行ふ。禁秘鈔、仁壽殿初幣を伊勢に奉る時、天皇大極殿に御し給ふ。類聚後み
 な石灰壇を用ふ、其大神寶使を發遣し給ふ時、比所として神宮を拜奉りき、
 禁秘鈔、江家次第
 大嘗祭、凡天皇位に即給ひて、天神地祇を祀ふ、之を大嘗と云。令義初天祖高天
 原に坐て、五穀の種を得給ひ、是を現しき青人草、食て活べき物と詔て、其稻種を
 天狹田長田に殖しめ給ひ、日本書紀其後大嘗の殿に坐て、新嘗聞食給ひき、大嘗の名
 即此に始る、日本書紀、古事記又皇孫命を天降し奉る時、豊葦原の瑞穂國を安國と
 平げく所知食て、天日嗣の天津高御座に御坐て、天津御膳の長御膳の遠御膳
 と千秋の五百秋の瑞穂を平げく安げく、齋庭に所知食と、事依し奉り、天神天

兒屋命、天太玉命二神に詔て、吾高天原に聞食齋庭の穂と、吾兒に御奉るべしと詔て、即群神として陪侍奉らるめき、日本書紀、古語拾遺故筑紫日向國に天降坐に及て、即ち其齋庭の稻穂と太兆の卜事をして、悠紀主基國を齋定て、物部の入等酒造兒酒波粉走、灰燒薪探、相作稻賈公等仕へ奉りき、是を大嘗祭の緣也、天神壽詞神武天皇元年、天富命諸齋部を率て、天璽の鏡劍を捧げて、正殿に安奉り、天種子命、天神の壽詞を奏し、日臣命來目部を率て、宮門を護り、饒速日命、内物部を率て、矛楯を建つ、舊事本紀、古語拾遺大嘗祭儀、蓋此より起り、日本書紀、續日本紀、令義解清寧天皇二年十一月、伊與來目部小楯を播摩に遣して、大嘗の供物を徵し、天武天皇元年十一月、大嘗を行ひ、扶桑略記十二月、大嘗に供奉る中臣忌部及神官播磨丹波國郡司等に、祿及爵を給ふ、是よりとき、大嘗又之を新嘗と云ふ、此に至りて、世毎に行ふを大嘗とし、年毎に行ふを新嘗とす、○按本書天武紀元年十二月大嘗と云ふ事みえて、其後四年五年あるを、共に新嘗と云ひ、持統文武相繼て大嘗を行ふ時は、大嘗新嘗を分ち云ふ事、此に始るもの明し、且年中行事秘鈔に、仁和書を引て、國家大嘗會は、天武天皇御世より

起ると云ひ、皇年代畧記も、又同之趣に云るは、大嘗の始を云るに、凡二國とはあらざる、新嘗大嘗分ち言ふ事の始ある由也、始附て參考に備ふ、凡二國と卜定て、其事を仕奉らるめ、之を齋忌次と云ふ、日本書紀、本注齋忌此を輪既と云ひ、次之を須岐と云ふ、○按中右記、古へは國郡共と卜定めしかど、寬平より後、近江丹波二國を定て、其郡を卜るを定例とすといへり、附て考へ備ふ、又按類聚國史、貞觀儀式、延喜式或は由貴須貴に作り、又悠紀主基に作る、並同し、下文之に准へ、文武天皇大嘗の制、凡七月以前、位より即時に當年事を行ひ、八月以後は、明年事を行ふ、續日本紀、貞觀儀式、三代實錄、延喜式其日ハ十一月下卯を用ふ、令義解、續日本紀凡散齋三月、致齋三日、○按本書三月と一月は作る、然れども一月は大同に改めざるは、蓋後人大同の制に依て、其供神の大幣は、九月より始て、三月の内に造らるめ、其祭事は、悠紀須岐の國司、専ら之を行ふ、令義解、悠紀須岐式光仁天皇寶龜二年十一月、大嘗に天皇太政官に御して、事を行ひ、己酉、由機の厨に御し、明日、須岐の厨に御し給ふ、桓武天皇即位の歲、又太政官院にて大嘗の事を行ふ、由機須機兩國種々翫好の物を献り、土風歌舞を奏し、己巳、五位已上を宴し、雅樂及大歌を奏せしめ、並に祿を賜ふ事差あり、續日本紀、平城天皇大

同三年勅して散齋三月の制を改めて一月と云、又大嘗會雜樂伎人等、専ら朝
 憲に乖奉り、唐物を以て飾と云事と禁む、蓋大同の初より、天長に及ぶまで、未
 た二十年に満ざるに、大嘗祭を行ふ事凡三度なりき、淳和天皇即位の時、右大
 臣藤原朝臣冬嗣等奏さく、聖主相續て、大嘗頻りに行はるゝを以て、天下穩な
 らざ、百姓弊多し、然はあれど、神態は已べきにあらねば、飾を停め、費を省き給
 へと奏す、時に天皇詔曰く、朕元より華飾を好まざ、唯神態を事とすのみ也
 と宣ひ、即大納言藤原朝臣諸嗣等を檢校と云、治部省を以て行事所と云、宮内
 省を悠紀所、中務省を主基所と云、齋院をば卜筮とて之を定め、齋場は例に依
 て北野を用ひ、金銀玩好刻鏤等の物ハ、一切用ふる事なく、専ら質樸清素を務
 めて悠紀主基用所ハ正税ハ、兩國各十五方に過ざらむ、類聚 國史仁明天皇尤奢
 侈を好給ひ、悠紀主基の標甚巧麗と極ふを以て、其費蓋又多と、續日本後紀、清
 和天皇貞觀中に至て、儀式大に備ふ、其儀天皇即位の年大臣勅を奉り、神祇官

と召て、悠紀主基ハ國郡を卜定て、其國に下知し、納言二人、參議一人を檢校と
 云、四位五位、及諸司判官、主典等と行事と云、又悠紀主基行事所、及小齋院と卜
 ひ、又北野齋場と卜定め、齋場内外院、ハナリ拔穂^{ホキ}、ハナリ神屋、大炊屋、倉屋等若干間を造り
 拔穂の稻及祭物と納ふ所と云、又御井と卜定む、八月上旬、大祓使と京畿七道
 に遣ふ、下旬、更に京畿近江伊賀伊勢に遣ふ、又伊勢太神宮及天神地祇の祈年
 祭に預ふ、大小諸社に、幣使と發遣ふ、祈年以下 延喜式次、宮内省史生と河内和泉參
 河尾張備前分遣ふ、供神雜器と監造らむ、神祇官ハ拔穂使と卜定て、悠
 紀主基の二國に遣ふ、拔穂田を卜定め、イナリ稻實殿、八神殿、オカカヤ高萱御倉、及雜殿を造
 る、合せて之を齋院と云、院内方十六丈、柴と籬と云、木を編て扉と云、其屋みな
 黒木及草もて構葺き、壁部にて草を以てし、院内に御歳神、高御魂神、庭高日神
 大御食神、大宮女神、事代主神、阿須波神、波比伎神、と祭る、齋院以下、參
 取延喜式、拔穂使國
 に至る時、國司を率て、齋郡にきて大祓を行ひ、造酒童女、大酒波、大多米酒波、各

一人粉走二人、○按延喜式、籬、相作四人、
二人に作る、燒灰一人、採薪四人、歌人、歌女各廿人と卜定め、九月、國郡司以下を率て御田の稻を抜く、先造酒童女、次稻實公、酒波、次物部男女、次雜色庶民、四字延喜式に、至るまで、拔了て其初拔穂四束ハ、高萱の御倉に納めて、神の饌料とし、神饌據延喜式即物部人を率て、始て齋殿入り、八神を祭ふ、其餘稻を、黑白二酒料とし、總納るに籠を以てし、一籠より一束を納め、二籠を一荷とし、荷毎より足を着け、茅を編て蓋とし、賢木を挿み、木綿を装ひ、十荷毎より子弟一人之を領り、卜部及國郡の司等前後に檢校て之を運ぶ、其行列を御稻前に在り、自餘の物之より次く、稻實公木綿髪を着けて之を導き、下旬より京齋場院外の假屋に取む、總納以下參取延喜式凡齋場の外院内より、悠紀主基二殿を設て悠紀ハ西に在り、主基ハ東に在り、並より之を内院といふ、内院より稻實殿、八神殿、高萱御倉、御齋殿、黒酒白酒殿等の諸屋あり、其神殿を構ふより黒木を以てし、萱を以て倒れ葺き、内より桧棚を構へ、席を敷き、其上より絶を敷て、御倉は四枝黒木を柱

とし、萱を以て片葺きし、薦を壁代とし、内より高四尺の桧棚を構て、御稻を置所とし、御齋殿、稻實殿、構ふより黒木を以てし、萱を葺き、柴を葺ひ、板を編て扉とし、拔穂到るより及て、先つ稻實殿地を鎮祭り、次より稻實の卜部、國郡司役夫を率て、卜食の山野より向て、野神山神を祭り、木を採り、草を刈り、即内院の雜屋を造、終て、御稻を稻實殿に取め、御飯稻を御倉棚に置き、御膳の八神を院内に祭ふ、御稻以下參取延喜式是月上旬、神服社、神主一人を神服の使として、參河國に遣し、神戸を喚集て神服の長、二織女、六工手、八と卜定め、京齋場より就き、先織屋を祭て後、神服を織しめ、京齋場已下、據延喜式又大嘗宮、南北門の神楯四枚ハ、丹波に楯縫氏、戟八竿ハ、紀伊に忌部氏之を作り、大門の大盾戟ハ、兵庫寮之を造る、又諸國をして物部、左京各二門部、左右京各二人、山城二人、大語部、美濃八人、丹波一人、但馬七人、因幡十八人、和八人、伊勢二人、紀伊一人、三人、出雲四人、丹後淡路各二人、進らせ、次に神祇官卜部を紀伊淡路阿波に遣し、先大祓て後、由加物造を監しむ、凡神を奉る雜器雜藝之を由加物と云、其由加物を作ると、必大祓を行ひ、宮

殿を起し、小舎を設け、一草一木を採るも、必_レ祀し、必_レ祭る。是以て物みな清凡神已下參酌本書延喜式大要

中旬、御袂裝束司を任し、神祇官陰陽寮を遣_テ、御袂地及日時を卜しめ、十月下旬に至りて、天皇乘輿儀衛を備へて、袂所に幸_テ、御袂を行_ハ、神祇官袂詞を奏_テ

訖て、頓宮に還り、陪從五位以上、物を賜ふ事差あり、事終て車駕官に還り給ふ、其鹵簿の制、禮儀志に詳也、此日關白車に乗て御供仕奉_ル事、後朱雀院の時

に始_ル、此日以下據江談鈔朱雀門に大祓を、是よりさき太政官符を左右京畿内諸

國司に下_ル、散齋致齋及諸の忌むべき事を告_テ、死を直ると云ひ、病を息みと云ひ、哭を擧_テ、血を赤汗、赤汗と云ふ、凡散齋ハ一月、致齋ハ三日、散齋の日

諸司事を治_ルハ故の如_ク、佛齋清食を預り、喪を吊ひ、病を問ひ、肉を食ひ、刑殺の文書を判署し、罪人を決罰め、音楽を作し、穢惡を預_ル事を得_テ、致齋ハ唯

祭事を行_ハの外、他事を預_ルことと停_ム、散齋一月已下、據神祇令、本書、是月上旬、稻實卜部、禰

宜卜部、造酒童女等を率_テ、竈神、門神、井神、山積神、意加美神、水神を祭り、次に御井童女、井を掘り、拔穂御稻及雜物を内院に送り納め、大多米、酒殿神を祭_テ酒を醸し、神服院地を鎮_テ、院を造り、次に卜食の山野に至りて、其神を祭り、材を採り、草を刈り訖て、並齋場に運置_テ、大嘗宮料と云_テ、次に木工寮を以_テ、豐樂殿御座を構造らしむ、凡其稻を舂き、服院を構へ、草木を採_ルに、皆童女手を下し、始て、諸工之を終_ル、十一月上旬、始て内院に御酒を醸し、次に膳部及國司同族及諸氏人、青摺袍各一領を賜_フ、祭前十餘日、大嘗宮雜材を朝堂第二殿前に運び置き、祭前七日、中臣忌部官人、悠紀主基國司を率_テ、朝堂院南門掖より龍尾道の南庭に至り、大嘗宮齋殿に地を鎮め、宮主祝詞を讀訖て、二國童女、木綿着た良賢木を、神殿の四角及門處に挿み、即齋齎を執_テ、殿に四角の柱の埴を掘り、埴毎に八畝掘て後、諸王一時に手を下して、五日の間、功を畢_ルと云_テ、其大嘗宮地の制、東西二十一丈四尺、南北十五丈、柴垣を結繞らし、柴垣の末に、椎枝を挿む、古語所謂志比

乃^ノ眞^{マコト}分^{ワケ}て二區^{ニク}と^モ東^トを悠紀院^{ユキノノミヤ}とし、西^ニを主基院^{ヌシノミヤ}とす、南北^ノと各一門^ノを開き、^四和^ニ惡^ク共^ニ楯^ノを編^ミ内^ニに屏籬^ノを樹^ク、其中間^ニ南北行^ニに中籬^ノ一重^ヲを設け、南端^ニに一門^ヲを^開て通路^トと^モ其^ノ左右^ニ南北行^ニ、各垣^ノ一重^ヲを建て、其^ノ南北端^ニに各二小門^ヲを開く、其垣^ニに東西行^ノの中間^ニ、各垣^ノ一重^ヲを設け、悠紀院^ノの正東^ニ少北^ニ、及^テ主基院^ノ正西^ニ少北^ニ、各一門^ヲを開き、門外^ニに屏籬^ヲを樹^フ、其^ノ東西行^ノの垣^ノ南^ニ縦^ニに、各五間^ノ正殿^ノ一字^ヲを造^ル、^長四丈^廣一丈六尺^柱、^高一丈^椽長一丈三尺^北三間^ヲを室^トと^シ、南^ニ二間^ヲを堂^トと^シ、^礎に五尺^ノの堅^ク魚木^ノ八枝^ヲを置き、搏風^ヲを着^ク、即^チ悠紀主基^ノ兩殿^也、^廁屋^ノ一字^ヲ、各^ノ其^ノ南隅^ニに在^リ、^凡兩殿^ノ黒木^ヲを^之と^シを構^ヘ、^葺に青草^ヲを用^ヒ、^其上^ニに黒木^ヲを^叩形^トと^シ、黒葛^ヲ以^テ之^ヲを結^ビ、^席を承塵^トと^シ、草^ヲまた斑席^ヲを壁^トと^シ、布幌^ヲを戸^ニに懸^ケ、堂^ノの東南^ニ西^ニ三面^ニ並^ニ表^ニに、^葦簾^ヲを垂^シ、^裏に席障子^ヲを立^ツ、但^シ其^ノ西南^ニ二間^ハ、^簾を卷^ク、^凡地上^ニ、^阿加草^ノ也^東草^ヲを敷^キ、^上に播磨^ノ簀^ヲを加^ヘ、^又席^ヲを加敷^ク、^既に^ニて掃部^ノ寮^ノ正殿^ノ中央^ニに白端^ノ御帖^ノ十一枚^ヲ、^其上^ニに布端^ヲを敷^キ、^御坂枕^ノ一枚^ヲを施^シて、^之を神座^トと

し、其^ノ南^ニに天皇御座^ヲを設^ク、^正殿^{以下}、^延喜^式、^北山^鈔裏^書、^即天祖^{天照}太神^ヲを祭^リ給^フ所^也也、^續神皇^{正統}記^代始^和鈔[、]所謂^坂枕^ハ、^卷薦^ヲを束^ネて^之を供^フ、^延喜^式、^西宮^記、^中垣^ノの北^ニ、各膳^屋並^盛膳^所を構^ヘ、^神服^楮柳^各一字^ヲを設^ケ、^其北^ニに白屋^ノ一字^ヲを建^ツ、^垣外^ノの三丈^北と一段^ヲを造^ル、^之を廻立^殿と^シ云、^垣外^三丈^北、^祭前^一日[、]承^光、^顯章[、]兩^堂の前^ニ、^縦に七丈^幅各^一字^ヲを立^テ、^小齋^人座^ヲを設^ケ、^暉章^堂の前^横に五丈^幅二字^ヲを立^テ、^西と參議^{以上}の座[、]東^と五位^{以上}の座^と、^西幅^の北^ニに皇太子^ノの輕^幄を立^テ、^修式^堂前^に五丈^幅二字^ヲを立^テ、^東に親王^座、^西に五位^{已上}座^ヲを設^ケ、^廻立^殿の北^横に五丈^幅一字^ヲを立^テ、^内侍^座と^シ、^是日[、]參議^{已上}、^官内^省に就^テ、^神祇^官及^小齋^親王[、]群^官、^内侍[、]女^孀等^に齋^服を賜^ヒ、^卯日^平明[、]神^祇官[、]幣^帛と^祈年^祭案^上諸^神に班^奉、^其幣^座別^に絶^五尺[、]五^色薄^絶、^倭文^各一^尺、^木綿^二兩[、]麻^五兩[、]四^座置^八座^置各^一束[、]楯^梓各^一囊[、]葉^薦五^枚、^庸布^一丈^四尺、^其前^神は^布を除^クを供^フ、^中臣^官、^卜部^ヲを率^テ、^小齋^人を卜^詔て、^各私^舍に歸^リ、^沐浴^シ、^齋服^ヲを着^テ、^赴集^ム、^別に^中臣^忌

部各一人を差し、縫殿大藏を率て、衾單を悠紀殿に供奉り、内藏を率て、御服並絹幘頭を廻立殿に置奉らしむ。是日諸衛大儀を設け、諸司威儀の物を陳る事、元日の儀に如し。石上樓井二氏、各二人、内物部四十人を率て、神楯戟を大嘗宮南北門に植へ、伴佐伯氏人各一人、分ち南門左右内掖の胡床に就く。左右近衛中將已下、各隊仗を引て、大嘗宮を衛り、左右兵衛々門督等、各其方を衛り、門部は諸門の出入を糾察し、隼人司、隼人を率て、朝集殿前に分れ立ち、開門を待て、威儀を發し、中務輔丞、大舍人及舍人を率て、宮内輔丞、主殿掃部等を率て、威儀物を執り、左右に分陣し、式部は皇太子以下の版位を宮南門外庭に設く、主殿寮浴湯を供奉し、巳の刻二字延喜式兩國供物齋場より發て、大嘗宮に至り、悠紀は左に在り、宮城の東路より、主基は右に在り、西路より、共に南に向ふ。凡其行列は、神部四人、青摺の衣を服て、賢木を執り、左右に前驅し、神祇官一人、木綿襪フタヒ、日蔭鬘ヒカガシを着て、中頭と列ふ。次に、繒服の案、神服二人、青摺衣を着て之を昇り、神服男七十二人、神服女五十人、並青摺の衣、日蔭鬘し、各酒柏サカを執り、柏カより弓弦ユ葉ハを白竿シロササに挿み持し、左右にあり、次、悠紀の國前驅四人、青摺衣を服、賢木を執り、左右に在り、次、稻實卜部一人、木綿襪、日蔭鬘し、青竹を執り、中頭にあり、次、造酒見、御稻の輿、稻實公一人、青摺衣、木綿襪、日蔭鬘を着て、之に従ふ。次、御酒案ミカ、一、黒酒白酒各二フ、黒木の輿に載せ、薙葛ツギカと飾ふ。次、由加物ユカモノ、八ヤ、切机キリ脚カ折櫃セ二ニ、木キ、白シ、杵シ、箕シ、薪シ、火臺ヒ、松明シ、土の火爐ヒ、櫛シ、葉シ、食薦シ、置寶シ、次、韓シ、一具、水六シ、黒木シ、輿シに載せ、草木シ、葉シと飾り、已上の物みな神御シなるを以て、賢木を挿めり、次、禰宜卜部、木綿襪、日蔭鬘して、中頭に立ち、國郡司、日蔭鬘して、左右に分立つ。次、酒盞案、次、黒酒白酒各十シ、次、飾酒シ、十シ、倉代物シ、四十シ、雜魚脂シ、一百シ、肴菓シ、十シ、飯シ、一百シ、酒シ、雜魚菜シ、各シ、一シ、之を多明物シとて、擔夫みな青摺の衣を着て之を昇り、主基國次第を又此の如し、行列以下、據延喜式、○按儀式稍此と異なり、共シ、七條衢シに至り、相會

り、神服の宿禰一人、木綿襪、日蔭鬘を着て、中頭と列ふ。次に、繒服の案、神服二人、青摺衣を着て之を昇り、神服男七十二人、神服女五十人、並青摺の衣、日蔭鬘し、各酒柏サカを執り、柏カより弓弦ユ葉ハを白竿シロササに挿み持し、左右にあり、次、悠紀の國前驅四人、青摺衣を服、賢木を執り、左右に在り、次、稻實卜部一人、木綿襪、日蔭鬘し、青竹を執り、中頭にあり、次、造酒見、御稻の輿、稻實公一人、青摺衣、木綿襪、日蔭鬘を着て、之に従ふ。次、御酒案ミカ、一、黒酒白酒各二フ、黒木の輿に載せ、薙葛ツギカと飾ふ。次、由加物ユカモノ、八ヤ、切机キリ脚カ折櫃セ二ニ、木キ、白シ、杵シ、箕シ、薪シ、火臺ヒ、松明シ、土の火爐ヒ、櫛シ、葉シ、食薦シ、置寶シ、次、韓シ、一具、水六シ、黒木シ、輿シに載せ、草木シ、葉シと飾り、已上の物みな神御シなるを以て、賢木を挿めり、次、禰宜卜部、木綿襪、日蔭鬘して、中頭に立ち、國郡司、日蔭鬘して、左右に分立つ。次、酒盞案、次、黒酒白酒各十シ、次、飾酒シ、十シ、倉代物シ、四十シ、雜魚脂シ、一百シ、肴菓シ、十シ、飯シ、一百シ、酒シ、雜魚菜シ、各シ、一シ、之を多明物シとて、擔夫みな青摺の衣を着て之を昇り、主基國次第を又此の如し、行列以下、據延喜式、○按儀式稍此と異なり、共シ、七條衢シに至り、相會

ひて朱雀大路に出つ、時、神祇官並神服等、悠紀行列より進て、大路の中央より立ち、悠紀主基左右より相分て、朱雀門の前に留る、是よりさき、阿波に忌部に織ヒコと云鹿妙服ヒコ、神語所謂阿波預め神祇官の設備へ、之を細籠に納め、案上に置き、四角より木綿賢木を装ふ、阿波の忌部一人木綿着する賢木を執て前行き、供物至る時に、神祇官より出て、緋服の案後より就く、衛門府、會昌、應天、朱雀三門を開く、神祇官一人、神服男女を率て、大嘗宮の膳殿に至り、酒柏を置き退く、次より神祇官左右より分列りて、兩國の供物を率て参入て、大嘗宮の南門外より至り、即悠紀より左に廻り、主基より右に廻り、共に北門より至り、入て膳屋より取奉る、神祇官、神服の宿禰を率入て、緋服に案を捧げ、忌部官一人鹿服案を捧げて、共に悠紀殿神座上に奠奉り、訖て引出、衛門即三門を開つ、造酒童女酒波等共より手を易へ、御飯桶を舂く、伴造より火を鑽り、安曇宿禰に授て、火を吹しめ、自ら御飯を炊く、内膳司より、諸氏に伴造を率て、御膳を供奉り、宮内省は、大膳職造酒司を率て

各供神を陳め、高橋朝臣安曇宿禰並多須伎を撃く、其膳部酒部亦次より立て、大嘗宮殿に登り、前頭先つ案上に奠奉り、自餘の物を以て、次より取傳て奠奉る、酉刻、主殿寮燈燎を兩院に設け、伴佐伯宿禰各一人門部を率て、庭燎を南門外より設く、戌刻、鸞輿廻立殿に御坐、沐浴訖て祭服を着給ひ、徒跣より大嘗宮に御坐、徒、據江凡其行幸の路より、大藏省預め二幅の布單を敷き、宮内輔二人左右より膝行して、其上に葉薦を敷く、掃部允御歩に従て、後より之を巻く、大臣一人、中臣、忌部、御巫、猿女を率て、左右の御前より立ち、主殿二人燭を乗り、車持朝臣管蓋を執り、子部宿禰、笠取直各一人共より膝行して、蓋の綱を執て、扈從仕奉る、還御の時も又此の如し、是の夜警蹕なく、殊より高聲を禁む、是夜已下、北山鈔、江家次第、既より悠紀正殿より至り、坐す時、小齋の群官各座より就き、大齋は門外より留る、伴佐伯、大嘗宮南門を開き、衛門府、朝堂院南門を開く、宮内官人より吉野の國栖槽の笛工、各十人と率る悠紀國司は、歌人を率る、伴佐伯は語部、十五人と率るて朝

堂院南左掖門より入て、各位に就き、古風國風古詞を奏す、皇太子親王及大臣以下六位以上、各次より依て、列り立つ、其群官始て入時、隼人聲を發ち、立定ると及て、止む、即國栖古風を奏する事五成、次に悠紀國風を奏する事四成、次語部古詞を奏す、○按北山鈔、國栖笛は指を以て孔を摩るに似たり、國風は其聲神歌の如く、ひて遅く、古詞は其音祝に似て、歌聲の如まど云り、姑附て考に備ふ、次隼人司、隼人等を率て、風俗の歌舞を奏す、皇太子以下、五位以上官人、庭中の版に就き、跪き、手と拍事四度、々毎々八遍す、神語に所謂八開手是也、六位又此に如き、訖て、座に退く、安倍朝臣二人共に進み、文武官の名簿を奏す、亥一刻、天皇大躬つらら天祖天照太御神を祭り給ふ、天祖以下、據續神皇正統記、代始和鈔、○按二書並云、神饌は天照太神を請奉りて、天子御自ら祭り給ふ重事也、されど令及儀式等の諸書に神饌を何れの神に奉ると云はざるを以て、唯天神地祇を祭り給ふ事と云ふ思はるれど、卯日平明も幣帛を班奉るが即天神地祇の御祭にて、悠紀主基の神饌は、大神に奉る御物なる事著し、若然らずは、神座も神饌も亦は多く備へらるべき理也、然らむ悠紀殿のミにて事足るべきを、主基殿にも同玄く祭らるゝは、如何とも云べけれど古より此風俗にて、神祭に備ふる物を、悉く二つと並奉る事、譬へば布帛をば荒妙和妙、酒をば黒酒白酒、獸をば毛の荒物和物、野菜をば甘菜辛菜、海草をば奥津藻邊津藻、魚をば鱈廣物鱈狹物など云ふが如し、唯一殿と

物するは、事よふさはしからぬ深理ある故あるべし、姑附て後考る備ふ、凡其神饌を奉るの儀、膳夫伴れ造一人先立て、火、炬を執り、采女朝臣二人左右に列り、宮主卜部一人竹杖を執り、道に中央に在り、主水司水取連六字延喜式一人、海老鱈鹽糟を執り、水部一人多之良加を執り、按中右記、蝦鱈舟は、土の手洗也、多志良加は、土瓶也、附て考に備ふ、典水二人之次、采女八人、供神の供御雜物を執り、神食薦按中右記、其薦は木綿を以て之を貫く也、御食薦を備へ、神食薦以下、内膳高橋江家次第、朝臣は鰻の汁漬を執り、次安曇宿禰ハ海藻汁漬を執り、膳部六人雜物を執り、酒部四人、黒白酒案を昇き、各手と以て傳へ仕奉る、時に天皇神饌を受坐て、御箸以て御手つから盛給て、采女に授く、采女之と神の食薦に上置き、葉盤を奉る、天皇八種の肴を合せ盛給て、采女に授け、蛇海藻汁物を加盛て、之を供へ、次に菓子と供ふ、時字己下、江家次第、凡其高須伎、枚須伎、山坏等の器に盛る者、並に葉碗に居る、笠形の葉盤を覆ひ、木綿を結垂て、之を装ふ、次に采女清酒及瓶子を執り、本柏に盛て、天皇に奉る、天皇之を神饌に瀝き、柏葉を饌上置き、置奉る、采女祝て曰

く先に挟み給ふべき物を、後々挟み給ひ、又諸の咎ありとも、神直ひ大直ひよ
 受給へ、と奏す、天皇少し御頭を低れ、御手を拍ち、稱唯と給ひ、即相嘗聞し食と
 給ふ、御飯を羞ふ事常の如し、御酒を供ふる事八度、度毎に御手を拍て稱唯と
 給ふ、次に采女已下、據江家次第、宮家次第、相嘗令義解、之を夕膳と云ふ、主秘事口傳、四刻に神饌を撤し奉
 る、其儀初事訖て廻立殿より還り坐て浴湯し、御服を易へ、主基殿に還り給ひ、寅
 一刻、神饌を進る、其儀總々悠紀の如し、之を曉膳と云ふ、曉膳據江家次第、辰日、宮主秘事口傳、
 卯一刻、天皇廻立殿に還り坐て、祭服を釋き、本宮より還給ふ警蹕侍衛常れ如し、
 祭禮已に畢り、百官悉退く、伴佐伯二氏門を閉つ、二刻、神祇官中臣忌部等、大嘗
 宮殿を鎮祭り、兩國入夫をして、之を環し、其御服雜物ハ、中臣、忌部、宮主等より
 賜ふ、四刻、神祇官、仁壽殿を祭り、○按所謂大嚴祭也悠紀主基兩國の倉代物及雜物と、豐
 樂院中庭に運置く、是よりとき所司豐樂院を掃除て、悠紀主基帳を殿上と設
 く、悠紀東にあり、主基西に在り、所司張設ハ、元會の儀の如し、辰二刻、天皇悠紀

帳より御し給ふ、皇太子及六位以下みな參入、時に神祇官中臣賢木を捧げ、儀鸞
 門より入て版に就き、跪て天神壽詞を奏す、群臣共々跪て、忌部神璽の鏡劔を
 奉て、共に退出、親王以下共に起つ、辨大夫版に就き、跪て兩國の獻る多米都物
 け色目を奏す、事訖て皇太子以下、各手を拍て退出、大臣東階より登て座に就
 く、宮内省、大膳職、造酒司を引て、多賀須伎、比良須伎等物と庭に列ぬ、大臣群官
 として座に就しめ、造酒正空蓋を貫首に授く、貫首之を受く、酒を謝訖て、參議
 以上ハ、顯陽、承歡兩堂に、六位以下ハ、觀德、明義兩堂に就く、悠紀國別貢物と持參
 入る、巳一刻に御膳を供へ、次々五位已上は饌を賜ひ、次々辨官、兩國多米都物を
 諸司より班ち、又當時の鮮味を獻ふ、國司歌人を率て、風俗歌舞を奏し、所司樂を
 奏し、次々御挿頭、和琴等を献り訖て、後、主基帳より御し給ふ、又此の如し、酉刻、四
 位五位及國司より祿を給ふ、己日辰刻、悠紀帳より御し給ふ、悠紀國倭舞を奏し、雅樂寮
 亦樂を奏す、皆辰日の儀の如し、未刻、主基帳より御し給ふ、其儀亦同し、次々御膳

と供ふ、次は主基人田舞と奏す、次は御膳と薦め、次は雅樂寮の樂と奏し訖、祿
 と賜ふ、亥刻、清暑堂に御す、午日卯刻、悠紀主基帳と撤て、所司高御座と裝飾ひ、舞
 臺と豐樂殿前に構へ、時刻天皇高御座に遷御給ひ、兩國司等も位を授け、親王
 以下群臣に饌と給ふの後、吉野國栖儀鸞門外に歌笛を奏し、御贄を献り訖て、
 伴佐伯兩氏二十人、二列にして緋衣を服、末額を着け、劔を佩、靴を着く、其舞終
 るに臨て、劔と拔て舞ふ、歌など、琴を以て節とし、久米舞と奏し、次に安倍氏人
 二十人、二列よきて六位の袍關腋、打懸、甲冑を着、或は幞頭冠、末額、褐衣、裯褌を
 着、みな戟と執り、高麗亂聲となきて、吉志舞と奏し、舞半なる時、劔と拔て之
 と舞ふ、初安倍氏の祖勅と蒙り新羅と伐て復命の時、方は大會を逢て、此舞
 と奏したりき、仍て又大會舞といふ、伴佐伯以下、據北山鈔及裏書、次は五節舞と奏し、神祇
 官中臣忌部、及小齋侍從等、人毎は柏の葉と給ひ、酒を受け、飲訖て其柏と鬘と、
 和舞と奏し、皇太子以下は祿と賜ひ、再拜退出の後、天皇宮へ還り給ふ、是日、所

司官内省よして、解齋歌、舞を行ひ、晦日、朱雀門に大祓と、十二月上旬、禰宜卜部
 を兩齋國に遣して、御膳の八神を祭り、即解除を行はせむ、凡兩國の正稅一萬束、
 及齋郡の調庸を以て、大會祭の用度に充つ、貞觀儀式、醍醐天皇延喜の制、又此儀に
 從ふ、延喜式、凡中臣天神壽詞と奏し、忌部神璽の鏡劔を上るの儀、尤も大會祭の
 大禮なるを以て、古より之を改ふる事なき、日本書紀、古語拾遺、令義解、天長中に至て、鏡劔ハ
 甚重き神器なるを、輒く忌部に給ふ事、甚危と奏す者ありしかば、朝廷之に
 從て、其禮一度絶たり、北山鈔引寬平式、天慶記、蓋貞觀に舊制を復し給ひ、貞觀儀式、延喜式、後朱雀
 天皇の朝、忌部爲賀其事に、奉りき、江家次第、其後鏡劔を上るの禮、終は絶たり、北山鈔、江家次第、天仁大會會記、永和大嘗會記、初仁明即位の時より、大會宮の前に、兩國司列立の標、大
 なる山を作り、さまざまの物を飾り、故は名けて標山といふ、山上に日月を懸る
 を以て、又月日の山と云、續日本後紀、代始和抄、事はて、後、小忌公卿國司以下人夫と
 至るまで、青摺赤紐を着て、之を引ありき、公卿諸臣其風流をめで、競ひみる事

を例とす、參取榮花物語、江家次第、中右記、正安大嘗會記、永和、大嘗會記、康富記 朝政漸衰ふるに及て、舊制世に行

はれど、是に於て天下諸國出一段に、米三舛を課て、其祭料を充給ひき、常陸賀茂社文

書、府中總社文書、吉田社文書、藥王院文書、鹿島文書、東寺文書、東鑑、高倉天皇即位歲十一月、大嘗會行事所奏し

て云く、大嘗祭供神物の用途、每國に定充る者、式條に載る時ハ、官符下知に従

て、期限を延べからせ、而も諸國司事を左右に寄て、其勤を致とせ、一代の大

事之が爲に關念る事を致せり、今より後、願はくば長和寛治の例に依て、制を

從はざる者ハ、大祓を科せ、見任を解く事、法の如くならむ、又大嘗官齋場所祭

儀未だ終らざるは、諸人集來て、之を壞取る、或ハ濫行を致し、或は鬪争殺害の

事あり、請はくハ檢非違使若くハ武士を遣て大嘗官を守護せしめ、並に勅

して之に従ひ、官符を五畿七道に下して、其制を申給ひき、兵範記 蓋朝政既衰

ふと雖も、天下の心を萃め、天下に力を合せて、天祖天神に仕奉る事、猶此の如

し、嗚呼又盛なる哉、

祈年祭

祈年祭コトノマツリ、雨風の災なく、奥津御年ウツミミトシに豐饗トヨカガなるべき事を祈る、故に之を祈年と云

ふ、令義解、昔大地主神、御田營ミタノウラ作ツクリた時、田人等に牛肉ウシノクニを食しめ給ひしりハ、御

歳神崇給ひて、苗葉ナノハ忽ト枯損カレシムぬき、故に大地主神、白馬シロウマ白猪シロイノ白雞シロトリを獻りて、御歳

神と和し祭り給ふ、苗葉復茂り、年穀トシノコメ豊に稔りき、此祈年の縁也、古語拾遺 天武

天皇三年二月甲申、始て此祭を行ふ、師緒年中行事、年中行事秘鈔、公事根源 ○

を推して、二月甲申は即十日に當り、三年二月甲申は、四日あるを以て考ふるに、

二月四日を恆例とする者、此は始る事著ければ、長曆に據て之を訂せり、唯此後

承和に及まで、史に明文なれを以て、文武天皇大寶の制、又二月を用ふ、是日百

官みな神祇官を集て、天神地祇を祭り、令義解 諸社祝部等も亦悉く祭庭に參集

て、各其官幣を受て、神社に供奉る、類聚國史、類聚三代格 桓武天皇延暦十七年、祈年幣帛

を奉る神社を定給ひき、國史 仁明天皇承和九年二月四日、使を伊勢太神宮及

諸社に遣て、祈年幣を奉り、續日本後紀 清和天皇貞觀元年二月四日、神祇官に

て祈年祭を行ふ、三代實錄 是後四日を以て例日とせ、三代實錄、貞觀儀式、延喜式 凡其儀祭前十

五日、忌部八人、鍛工カヌナ、共作木工各二人と充て、供神の調度を造らさめ、鞍編氏ウキアミを
造らさむ、祭日卯四刻、所司事を辨備シヅメ、神祇官幣物と齋院に陳め、京職は
白雞一隻、近江國は豚一頭と奉る、次は神祇官人御巫ミカムシと率ゑ、中門より入て西舍
の座に就て、東面北上と大臣以下北門より入て、門内座に就て、外記庶事備る由
と申す時、共起り、北舍座に就く、大臣は南面、参議以上は西面、諸王は東面、共に
北と上とと、大臣式部として刀稱と入さむ、輔群官と率て、南門より入て南舍座
に就き、北面東上と、御巫降る西舍前庭の座に就く、左右馬寮御馬廿一疋を南舍東
頭と牽立つ、神祇官掌二人、祝部等と率て、南門より西舍南頭に立つ、神祇官人大
臣以下、及諸司共降て、各舍前の座に就く、中臣進て庭座に就き、祝詞を讀む、一
段終る毎に、祝部稱唯と、神祇官手と拍事兩段次は大臣以下、諸司手を拍事兩段、
訖て各本座に復る、伯幣帛を班ら奉れと仰す、史二人各札を取る、案の西東に分
立り、東に向ふ、齋部二人之を監る、史次と以り唱ふる時に、御巫及諸神祝皆稱

唯と、其太神宮の幣帛は、別案の上置て、使と差とて之と奉る、別案上置、幣と
班ら訖て、史座に復り、事畢る由を告て後、諸司みな退出、貞觀、宇多天皇寛平五年
勅とて曰、祈年月次、新嘗は、朝廷の大事にして、歳災なくして、天下をよく順度し
めんと、の御祭也、此祭に預る神、京畿外國大小凡五百五十八社、特と齋潔イヒキヤクたりて、
祭を慎むべき、其事甚疎簡と怠り多く、幣帛を奉る時と至て、若き老と互に
拵ツクつ徒タテ物と設くるの營みあせど、神は備へ奉る實なと、禰宜祝部宜しく神
祇官に向て、幣物を受へき、其人或は身代ミシロを出して、自ら参る事なく、或は之を
受奉るも、供へ奉る心なく、神を狎黷ウケマシふ故に、神靈の御崇を致せり、此は唯神主の
怠のみよあらど、齋官の糾ツとぎに依れり、今より後、法の如くならざらば、事あら
ば、官人の重責に科て、神主は祓を科せ、職を解く事、貞觀十年の格制に從てむ
と宣給ひき、然しども、明年に至て、猶事を怠る者あり、仍て又勅しけらく、國の
大事は、祭祀と過るものなし、符旨を守らざらば、怠り主司あり、畿内及近江

紀伊等國ハ、國司様目史生の謹厚恭敬なる者一人を使ふ充て、禰宜祝部を率て神祇官に至り、幣物を受け、毎社偵祭事法の如くし、祭畢其狀ハ、使を差て言上せよ、闕失あらば、科法之處む、又其見參祝部の夾名をハ、前祭一日、使等之を官に進ふと極例とせむ、制給ひき、類聚三代格 醍醐天皇延長四年、勅て祈年月次新嘗等の祭幣を受ざるに國凡近國ハ祝等來り受け、遠國ハ朝集使に附て送ると例とせむ、西官記 延喜の制、神祇官に於て幣を案上し、奠て祭る神、大社三百四座、社二百三所、前一百一坐、○按宮中社二十六所、前四座、京中社二所、一坐、山城社三十一所、前二十二座、大和社八十五所、前四十三座、河内社十三所、前十座、和泉一座、攝津社十六所、前十座、伊勢社七所、前七座、伊豆、武藏、安房、下總、常陸各一座、近江社三所、前二座、若狹、丹後各一座、播磨社一所、前二座、安藝一座、紀伊八座、阿波二座、之を案上官幣と云ひ、幣を案上し、奠奉らざる神、小社四百三十三座、社三百七十三所、前六十座、○按宮中社五所、前一坐、山城社五十九所、前十座、大和社一百三十一所、前二十七座、河内社八十所、前十座、和泉社五十二所、前九座、攝津社四十六所、前三座、之を案下官幣と云、案上はみな天下諸國の月次新嘗の祭に預り給ひ、案下は畿内五國の其祭に預り給はざる神也、但、西海道の國は、案上の神なく、諸國には、案下

幣も預り給ふ神一
座もある事ある、凡神社之主とし祭る神あり、配祭るものあり、分て之を言ふ時は、其主神を社といひ、配祭の神を前と云ふ、其案上官幣の社、一百九十八所は、座別ニ絶、五色薄絶、倭文、木綿、麻、庸布、倭文纏刀形、絶纏刀形、布纏刀形、四座置、八座置、楯、鋒、畏葉薦、弓、鞆、鹿角、鉞、酒、鹽、鯨、堅魚、脂、海藻、滑海藻、雜海菜、酒杯、幣物とせ、其前一百六座、並ニ畏葉薦已上の物を奉る、月次祭案上神の幣數は、此新嘗祭案上は、倭文纏刀形己下三種を除き、其前神は即月次幣に同じ、其案下官幣の社、三百七十五所、座別ニ絶、木綿、麻、四座置、八座置、楯、槍、畏葉薦、庸布を奉る、この中六十五座ハ、各鉞鞆各一口、○按本書印本鉞鞆を奉る神社八十六座を、六十五座お作る、然れども神名帳に就て、其數を考ふるに、八十六座あり、諸異本は鉞鞆の字或はあり、或はあさもありて、其數詳ならず、孰れ正しとも決り、卅座は鉞、○按本書印本卅座を卅難けれど、今始神名帳印本に據て之を訂せ、卅座は鉞、座とあれど、神名帳及一本に據て、其數を校ふるに、鉞と記せる社凡三十座、三座ハ鞆、並各一口を加ふ、鉞なる時は、卅は、卅の誤なる事著き、故今之を訂す、社、山城十四座、大和卅五座、河内十六座、和泉六座、攝津十五座、前五十八座ハ、座別鉞の社、大和八座、河内十一座、和泉十一座、鞆の社、大和三座、に畏葉薦已上の物を供ふ、太神宮、度會宮、及大和國水分神十九社、各馬一匹御

歳社^ニ白馬猪雞各一を加ふ、其檜木は讚岐國より之を納む、凡諸國を又祈年祭を行ふ、國司長官以下散齋三日、致齋一日とて、共に國廳に集ひ、神祇官の儀に准へて、參集へる各社に祝部に幣物を班^ス之を奉らしむ、其國司祭る所に神大社百八十八座、小社二千二百七座、座別に絲綿各三兩と奉る、小社は各其一兩を減そみな當國の正税を用ふ、延喜式之を祈年國幣と云ふ、案上案下を除くの外之、みな國司は祭に預り給ふ神也、其幣みな當國の正税を用ふ、延喜式此日天皇南殿に坐^ス御拜あり、南殿の東南に向^ク御座を設け、伊勢の神宮を拜み給ふ、建武年中行事近衛天皇仁平元年二月祭前十餘日、近江國猪を狩るに、一つも得^ズ事なし、因て調布八端を猪に代て備奉りき、台記後鳥羽天皇建久七年二月、諸司諸國沙汰人等を誡めて、幣物を奉る事、式條の如くならしむ、百鍊鈔其後祭式大に衰へ、龜山天皇文永二年に至て神社の所在を知るべからざると以て、幣物を神祇伯の家に置者あるに至りき、深心院關白記

月次祭

月次祭^{ツキノトシノマツリ}祈年案上の幣と預^ル三百四座に神を祀^ル、延喜式蓋祈年と禱^{マツ}申せる隨^ニ神等の天下と安平^ニく守護^ルり給ふ事を月毎に報賽する祭也、故月次祭と云ふ、延喜式、神祇官年中行事歌合文武天皇大寶の制、六月十二月諸司齋して、神祇官として之を祭り、幣帛を諸神に班奉る、令義解、延喜式清和天皇貞觀元年六月十一日、親王公卿神祇官と集^ル、事を行ひ、十二月十一日又祭を行ふ、三代實錄此後十一日を以て祭日とせ、三代實錄、貞觀儀式、延喜式其制祭日前五日、忌部八人、鍛工、共作、木工各二人を充て、供神調度を造らしめ、神祇官忌部官人之を監る、其日卯一刻、十二月は辰一刻を用ふ所司庶事を辨備へ、神祇官幣物を齋院に陳ぬ、大臣以下官に就て事を行ふ、其儀祈年と同じ、貞觀儀式延喜の制、又之に依^ル、延喜式崇徳天皇大治二年、神祇官災に罹るを以て、議者或は言ふ、月次祭は宜しく中院へ行ふべし、勅して之に従ひ、其年六月、月次、神今食祭を中院へ行はせき、中右記、百鍊鈔神今食祭、蓋天祖天照太御神を請奉り、神座を神嘉殿に設て、天皇御手つから神饌を供給ふ、之を神今食と云、公事根源

月十二月の月次祭の夜、之を行ふ。延喜式、北山元正天皇靈龜二年に始ふ。公事
根源、本朝月令桓武天皇延暦九年六月、神今食の事を神祇官曹司と行ふ、是より日さき頻々國哀に屬り、諒闇未だ終へざる故、内裏を避て外に設けし也。
本淳和天皇天長七年十二月十一日、天皇神嘉殿に御坐り、祭を行ひ、八年六月紀
十一日、中院に坐て之を行ふ。類聚國史此後十一日を用ふ。類聚國史、貞觀儀式、延喜式、北山鈔、江家次第凡
天皇神祇を祭り給ふ所を中和院即中と云ひ、其正殿を神嘉殿と云ふ。西宮記、江家次第、拾
芥神今食祭、此を行はせ給ふを以て、又神今食院と云ふ。貞觀儀式若故ある時は、神祇
官或は宮内省に行こ、類聚國史、西宮記、江家次第清和天皇貞觀の制、祭前三日、中務省祭
に供奉ふべき、内舍人を差定め、前一日、輔丞録各一人、史生省掌等を率て、神祇
官南舎の座に就て、次侍從已上を點檢め、就中親王及納言參議以下、小齋十人
と卜定め、次大臣以下を卜定、訖て各退出、祭日平旦、主殿寮浴湯を供ふ、辰刻
輔丞二人、小齋侍從以上の名簿を奏す、月次祭儀終ふ後、神祇副祐各一人、宮

主及長上卜部共々宮内省に向て、小齋に供ふべき六位已下及八社男、八社女
御膳司等の人と卜定めて後、神祇官神今食院に参り、内膳造酒、主水共に供神
及供御物を備へ、祭所に供奉ふ、其祭に預る女官座、其殿に東にあり、内侍以下
ハ、北廂に在り、東廂殿に神祇、宮内、内膳、采女座を設け、西廂殿に小齋親王以下、
近衛等座を設く、大齋親王以下は中和門外の幄に在り、戌一刻十二月は乘輿、
院に御し給ふ、神祇官預め神嘉殿を装ふ、殿中央三間に長席を敷き、神座とし、
西二間も又長席を敷て御座とし、小齋親王以下、打拂箱、坂枕、御帖を執り、殿南
戸に至り、掃部寮官人に授く、官人即御帖を長席の上に設く、神座西に向ひ、御
座東に向ふ、御帖設訖て退出、主殿寮御寢具を供ふ、亥一刻、神饌を上り、四刻に
饌を徹す、膳伴造、燧を鑽り、御飯を炊き、安曇宿禰火を吹き、内膳司高橋朝臣諸
氏伴部等と率て、御膳雜物を造り供奉する儀、大嘗祭に如く、寅一刻、曉膳を供
へ、四刻、御膳を徹す、近衛門を開く、大舍人入て御疊を撤去、卯一刻、御服を換へ

本宮に還り給ふ、即大殿祭訖て、辨大夫小齋諸司を率ゑ、宮内省に至り、解齋座に就き、饌を賜ひ訖て、諸司手を拍事三段、酒三行の後、亦手を拍事一段訖て、皆退出、貞觀儀式宇多天皇寛平元年、中院諸舍多く傾破たふを以て、神今食を神祇官に行ハれき、西宮記初貞觀以來、天皇方忌死穢に依て、祭臨給ふ事稀なりと、延喜天慶の間、或ハ適臨御を時は、時刻先々神饌を進め、違ハ方忌を避給ひ、或ハ寅刻及ばざして内入坐し、所司を以て祭を行ハせめき、西宮記、死穢據三代實錄凡新嘗例幣神今食祭ハ、天皇皆自ら之を奉ふと例と、鳥羽天皇御世より、其禮絶て行はれざ、崇徳天皇朝に至て、或は其祭日に佛事を行ふものあり、大治五年、神今食例幣の日、佛事を忌べきや否と議せしむ、公卿一人之を諫ふ者なし、唯藤原敦光其非なる由を難申しき、長承元年、始々親祀の事を議と、十二月十一日、御親ら祭り給はむとせと、故ありて得果と給はざ、權中納言藤原實行として其事を攝行はしむ、中右記保延元年藤原敦光奏とく、神今食には中和院

と幸と、神嘗祭ハは大極殿に幸と給ひて、毎事式の如く行ひ給へと申さき、續本朝文時に内大臣藤原宗忠も、神今食例幣新嘗祭をば御自ら行給ふべき由奏しと、かど、其禮終に行しと、中右記近衛天皇久安元年に至て、月次神今食の供物、舊典の隨に奉るべく制給ひき、百鍊鈔安徳天皇壽永元年六月、神今食祭物備らざるを以て、藏人左少辨等、亥刻に及て始て参入りつと、辨少納言曰下、既に座を起ち退出て、獨權中納言藤原經房留りき、祭臨て神服及小忌の料布みな關て備はらざ、即縫殿寮女工所を責て、纔に其物を備へ、御疊神座を備奉るの後、寢具を供ふべきと時後れたるを以て、唯神饌を供奉れるにみにて、吉記當時諸國甚く亂とと、合せて、祭祀の禮廢れぬ事、既此の如と、吉記玉海百鍊鈔、大意、新嘗祭古へ又大嘗祭とも云ふ、凡天皇新稻を嘗し給て、諸神を饗と給ふ祭なると以て、新嘗と云、日本書紀、古事記、令義解、日本紀私記上古天祖新宮に御坐とて、新嘗聞食

新嘗祭

き、新嘗の稱、始々此より起れり、日本書紀景行天皇は御世、膳臣祖磐鹿六獲命御食仕

奉る時、若湯坐連祖豐日連に火鑽を以て、此を忌火として、御食炊奉り、又大

八洲に像りて、八男八女定めて、新嘗祭に供奉り始き、新嘗祭此より始き、本朝月令、年中

行事、秘鈔並、仁德天皇四十年、新嘗宴會は日、御酒を内外命婦に賜ひ、○按類聚、國史、清寧

天皇三年を新嘗の始とし、公事根源は用明天皇二年を以て始とす、然れど、皇極

も景行天皇の朝、既に新嘗の禮ある時は、二書據と一難を、故今之を取らず、

天皇元年十一月丁卯、天皇新嘗聞食を給ひ、皇太子及大臣、各自ら新嘗を行ふ

天武天皇四年八月、四方大解除を行ひ、九月、神官の奏に依て、新嘗の爲に國郡を

卜定め、尾張山田郡を齋忌とし、丹波河沙郡を次とし、五年十一月己卯、新嘗を

行ひ、辛巳、百寮有位の人に食を賜ひ、祭に預る神官國司等も、祿を賜ふ事差あ

り、日本書紀此後世毎に行ふを大嘗と云ひ、毎年祭ると新嘗と云り、日本書紀、延喜式○按神

祇令も、新嘗をも大嘗と云るは、古の隨に記せし也、附て考に備ふ、文武天皇大寶の制、十一月下卯を祭日とし、

三卯日あきば、中卯を用ふ、合義嵯峨天皇弘仁七年、勅して云、頃年新嘗會、神今

食を供奉る小忌、一人を卜定るを以て、障りある時ハ、人よ乏き由を申す、今よ

り數人を卜定て、其闕を補へ、西官記引、宣旨文十四年の制も、當日寅一點、天

皇齋院に御志、卯二點宮に還り給ひ、辰一點、宮内、神祇、延政門に候ひ、二點に參

入て、御殿を祭せし仰せ給ひき、年中行事、秘鈔醍醐天皇延喜の制、十月上旬、神祇官祐

史一人、卜部等を率て、大炊寮に向ひ、御祭を供ふる官田の稻粟を進呈、國郡を

卜定め、又造酒司に向て、酒部官人を卜定め、酒殿、白殿、麴室を設く、搆ふる黒木

を以し、葺き、苦を以して、供神の黒貴白貴の酒、各一甕を醸す、○按本書、久佐木、灰を和合たるを

黒酒と云、和合ざるを白貴と云ふと云り、されど延喜の太神宮儀式帳を考ふる

に、濁酒を黒酒と云ひ、清酒を白酒と云るが如し、貞觀儀式も、藥灰を焼く使あり

て、山に往き、藥灰を燒きて、白黒の二酒に和る由みも、こは其醸法の異なるよや

延喜の頃は、専ら清酒を用ふる事となり、故に、黒酒には久佐木を入れたりし

歟、詳からず、姑附て考に備ふ、祭前一日、中務省輔、小齋侍從、次侍從を率ゑ、神祇官廳に就て、四

位、五位、中務輔、宮内輔、各一人を卜定め、次に親王を卜ひ、致齋の日に至り、諸

にきて、官人事を行ひ、祈年案上幣に預る三百四座の神々を祭り、幣を班奉る。
延喜式 戊一、點天皇神嘉殿の御を時、諸司殿の東南屋の南間を神座と設け、納言先つ打拂箱と執り、參議辨坂枕と昇き、御帖短帖長帖と昇く、神祇官人傳取て之を神座に供奉り、各座に復る、近衛門を閉つ、内侍縫司を率て、寢具即御を神座の上と供ふ、亥一刻、天皇神服を着坐て、其東の御座と就き、御手づら神饌を備へ、魚味汁物及菓子等と盛り、白黒酒と神饌の上を灑給ひ、次に御酒を供奉る事終て、神饌寢具と撤し奉る、訖て御衣を改め給ひ、寅一刻、大殿祭の後、本宮に還御給ふ、政事要畧、江家次第、○按本書、天皇殿に御去、饌を備奉るの時刻、弘仁十四年制と異なり、或は弘仁以後、其制を改る歟、史文闕て考ふる所なき、故今姑く、其儀神今食祭と同、政事要畧、禁秘本書に從ふ、辰日、五位已上を宴と賜ひ、大に樂を奏せ、之を新嘗の豊明と云ふ、類聚國史、内裏式、貞觀儀式、所司預め御座を豊樂殿に設け、其東第二間を皇太子座、其第三四間少南に大齋參議以上座を設け、其南廂を小齋參議以上座を設く、五位以上座を顯陽、承歡兩堂を、六位已下座を

觀德、明義兩堂を設く、式部丞は史生省掌等を率て標を立つ、又舞臺を殿前に構へ、樂人幄を其東南前を設く、其日掃部寮は、式部輔以下省掌以上座を、興禮門西の壇上を備ふ、輔以下座と就く、五位以上を點檢む、次に中務省舞臺北四丈を宣命版を置く、既にして天皇豊樂院清暑堂を幸て、諸衛中儀を服せ、式部丞録は史生省掌を率ゑ、東西に分て禮成、崇賢兩門より入て、豊樂門内を立列る、彈正忠は、史生臺掌等を率ゑ、東西に分り立つ、式部史生二人札を持て五位以上を唱計ふ、みな稱唯と列立つ、六位以下も亦東西に分て、禮成崇賢兩門外と列立つ、時を車駕豊樂殿に御し給ふ、内侍位記箱を執て、大臣座前に置き、東檻に臨て大臣を喚す、卿稱唯とて左近陣西頭に至り、謝座とて東階より升て、座を就く、皇太子を東階より升り、西面謝座して座を就く、所司豊樂儀鸞等の門を開く、闈司二人青綺門より出て、逢春門に南北に分列る、大臣大舍人を喚ふ、舍人稱唯す、少納言逢春門を入て版を就く、大臣、大夫等喚と宣る

少納言稱唯して儀鸞門東戸より出て、屏幔外に立て之を喚ふ、親王以下五位已上、次六位已下、共に稱唯と、小齋親王以下、參議已上みな入る、門に至る時、諸仗共に起つ、次大齋親王以下、參議三位已上、小齋大齋五位以上、東西に分て参入り、各標に就く、大臣侍座と宣ふ、親王以下稱唯と、謝座訖て、造酒正盞を執り跪て貫首に授け、少しく退き、北面て立つ、貫首之を受て再拜し、親王謝酒訖て造酒正進み跪き、受て樽所より復ふ、參議已上各次を以て座に就き、次は五位六位東西相分て座に就く、訖て諸仗皆座を、凡東西の堂より登る者、諸王五位已上及諸臣六位は、第二階を用ひ、自餘は三階を用ふ、爰に式部録、札を執り五位以上座次を正と、史生等諸司六位の見参を録す、訖て内膳司御饌を進む、時より近仗座を起つ、司の中階より登り、第一階に留り、采女を授け、降り趨り退く、饌畢て即皆座す、次に主膳監は東宮に饌を進め、大膳職は群臣に饌を賜ひ、酒一觴の後、吉野國栖儀鸞門外に在る、御贄を供へ、歌笛を奏し、訖て大歌別當大夫歌

者を率て参入り、座に就く、座定て鐘鼓師、鐘を撞き、鼓を撃ち、笛工聲を調へ、彈御琴、空櫛御琴三聲、次拍手三度、數曲訖て、五節歌を奏す、時に御妓四人一行に徐歩り、殿西階より降り、右近陣東頭を經、導姫四人兩行前に往り、舞臺下に至り東西に分坐、舞訖て殿より升り、大直歌、本末二度安米、四度を歌訖て、皇太子座を避り立給ふ、次小齋以上、次大齋親王以下も、皆座を避り降立つ、皇太子拜舞て座に復り給ふ、大臣以下皆此の如し、次は治部雅樂は、二人を率ゑ入て立歌を奏し、掃部寮は祿臺を庭中に設け、大藏省は祿を積み、辨大夫は祿數を奏す、外記は見参及祿法文、内記は宣命文を大臣に進む、大臣取り内侍に付り、奏覽畢て、宣命を參議に授く、受て座より復ふ、群臣皆降立つ、宣命大夫、殿を下り版に就て宣制云、天皇が詔旨らまこと宣ふ大命を、衆聞賜へと宣ふ、宣訖て皇太子稱唯再拜、次は親王以下、亦稱唯再拜す、又宣ふ云、今日は新嘗の直會に、豐明間食日に在り、故是以て黒き白きの御酒、赤丹れ穂よ食むらき退きとしくなむ、常を賜ふ

御物賜はくと宣ふ、皇太子以下、稱唯拜舞訖て、祿を賜ふ、小齋官人等、宮内省に就て解齋内裏式、貞觀儀式、凡弘仁承和の間、五節舞姫を進ふに費尤多く、寛平申よ至て、儻姫を貢る者なりしかば、公卿女御互に次を以て進るべく制給ひき、本朝文粹、政事要畧引寛平遺誠、醍醐天皇延喜十四年、三善清行奏さく、朝家五節舞妓、大嘗會の時ば、五人皆叙位に預り、新嘗會四人ば之に預らば、是以て大嘗會に權家競て其女を進め、常年ば人皆道避て、神事を闕に至れり、爰に新制ありて、諸公卿及女御輪轉之を進め、其費甚多く、堪る事あたばば、伏て故實を案ふ、弘仁承和二代内寵を好坐さ故に、此妓を進め、選納の便と給ひき、方今聖朝其帷薄を修め、其防閑を立給ひ、此等の妓女舞畢て即家歸らば、必て燕寝に預る事なき時は、此妓數人、遂に何用とらせむ、昔神女來舞ひしに、必も四五人あふべからば、望はくは良家女子の未だ人嫁ぬ者二人を定め、五節舞姫とて、時服月料及衣裝を給ひ、其貞節にして人の嫁ば十年を経る者

は、女叙に預り、出嫁を聽し、留侍を願ふ者は、藏人の列に預らしめ給へど申しき、本朝文粹、冷泉天皇安和二年參議藤原朝臣齋敏、藤原朝臣文範等請て云、參議に食封六十戸の外、殊に兼國を賜ひて、勤勞を優し給ふと雖も、諸國公廩多く減省を申きて、本擧の數なく、且五節舞妓に費、又少らざらば、以て二分の年給を募れども、一人を之を望む者なき、願はくは早く二合宣旨を下し、五節の用途を支へむと申しき、仍勅きて今より後大臣以下參議以上、今年舞妓を獻ふ者明年殊に二合を賜ふ事を許し、納言以上二合の年當ふ者、他年廻らし給ふべく制給ひき、政事要畧

大殿祭

大殿祭凡屋船久久能運命、屋船豐宇氣姫命を祭る、延喜式、初皇孫命の天降坐時、天神の詔の隨に、齋部の齋斧以て、奥山の大峽小峽の木を伐採り、其本末を山神に祭り、其中間を齋柱として、瑞の御殿を造り仕奉りき、延喜式祝

詞 神武天皇畝傍の檀原に宮造りし給ふ時、天太玉命に孫天富命を以て手置
 帆負彦狹知二神孫を率て、齋斧齋鉏以て、山材を取り、御殿造り仕奉らしめ、
 櫛明玉命に孫に御祈玉と造らせ、諸の齋部に種々の神寶矛楯木綿麻等を造
 らしめ、其物備る時に、諸齋部を率て、天璽之鏡劔を捧持て、正殿に安奉り、並瓊
 玉を懸け、幣物を陳給て、殿祭の祝詞申さき、大殿祭、蓋此に始る、其木を採り殿
 を造る齋部の裔は、今紀伊國名草郡御木鹿香二郷に在り、明玉命の裔は、出雲
 國に在り、古語拾遺 清和天皇貞觀の制、神祇官箱四合を八脚案二脚に居て、神部四
 人に之を昇らしむ、其箱一は玉、一は切木綿、一は米、一は酒瓶を納る、中臣忌部官
 人及官主史生神部等、各木綿襪取着、左右の前に分ち立ち、御巫は案後に列り、
 延政門外に至て案を置く、大舍人門を叫ぶ、闈司之を奏せ、宮内省版に進み、大
 殿ほがひ供奉むと、神祇官姓名候ふと申す時、勅して引入らしむ、中臣忌部
 案前に立ち、直に仁壽殿に進む、中臣は木綿笠を着け、忌部は木綿襪を加ふ、御

巫等是に先き、宣陽門より入り、案を從て殿東の寶子敷に上に至り、中臣忌部
 御巫次を以て仁壽殿に入る、一巫は紫宸殿に至り、米を散らし、一巫は承明門に至
 て米を散す、忌部は玉を執りて殿の四角を懸け、御巫は米酒切木綿を殿内に散
 らしめて退出、中臣仁壽殿の南に候ひ、忌部異に向き微聲に祝詞を讀訖て、玉を浴
 殿則殿の四角を懸け、御巫等米酒を散り、各陰明門より退出、次に宮主は神部
 を以て炊殿に至り、木綿を懸け、米酒を散らし、之を忌火炊殿祭と云ふ、忌火炊殿祭
 按神今食新嘗祭の後、又之を行ふ、事訖て神祇官に至り、諸司は祿を賜ふの後、宮内省は就て解
 齋を行ふ、貞觀儀式、宮内
 以下延喜式、 凡大嘗祭の前後も、又此祭あり、貞觀
 儀式 是を以て其祭を
 備ふは神楯は、丹波楯縫氏、矛は紀伊忌部氏、其柄は讚岐忌部氏、鹿布木綿は阿
 波忌部氏、御祈玉は出雲玉作氏、之を造り仕奉る事、延喜の朝に至りて、改むる事な
 る、古語拾遺、貞觀
 儀式、延喜式、 御祈玉後世に及て、土鏡に絲を貫て之を懸く、蓋亦其遺制な
 り、江家
 次第

ならざと雖も、當時大神部親春供神物を犯用たるを以て彼印と文書を副て他國に逃れしよりの事と言傳より、其後神部等之を奏さざるは、遲緩の恐ありと雖も、今此職に補されて奏さぬを、又恐れれば、即奏を所也、且神部私力を勵きて、職掌仕奉る間に、藏人大夫光隆朝臣姓の爲に、八千千姫孫として御絲を納奉る人面重シツ次官物の永進ありとて、其家を檢封せられしは、仍て神事を例に違へり、願はくは彼令條宣旨に趣き任せて、赤引絲以て、神衣織奉らむ、其政印の如きは、麻績殿の印の例に依て、神服織機殿印と彫るべき由を請奏し、

しき、神宮雜例集

神嘗祭

神嘗祭、凡新稻をて作れり、御酒、神饌と太神宮度會官に奉る祭なるを以て、神嘗祭と云、參酌延曆儀式帳、延喜式。○按續日本紀、延曆九年九月甲戌、伊勢太神宮に相嘗幣帛を奉るとある甲戌は、即十一日にして、相嘗は即神嘗れ事と聞ゆ、さて神嘗を相嘗と云も云るは、疑はしきが如く思はるれど、神嘗相嘗新嘗は、唯名の異なるのみみて、其祭禮は何れも同きなり、其はみな新稻を以て造れる御酒御食を、天皇の御食給ふに就て、諸神にも奉らるる祭と云也、但大神宮は諸神と異なる故に専ら太神に供奉る由にて、九月を神嘗と名つけ、十一月上

卯日七十一座を奉るを相嘗といひ、下卯日三百四座の神を奉るを新嘗と云て、云別け去ものなる事著し、延曆は頃は其祭義も甚明白なりし故に、其義を得て、相嘗とも書れしあるべし、文武天皇大寶元制、九月に祭を行ふ、神衣祭の使とし、之を祭らしむ、令義解元正天皇養老五年九月十一日、天皇内安殿に御きて、幣帛使を遣さる、續日本紀、是後十一日と恆例とす、續日本紀、故又之を例幣と云、三代實錄

江家次第、聖武天皇天平二年、伊勢奉幣使は、卜食五位已上を遣して、六位已下を用ふる事勿れと制給ひき、續日本紀、凡其幣使を遣し給ふ時は、天皇必然大極後殿に御きて、之を拜み給ふ、續日本紀、大極後殿は、即小安殿也、江家次第、若故ある時は、上卿以下所司之を行ふ、北山鈔、江家次第、清和天皇貞觀元制、凡祭前四日、神祇官を

きて諸王五位已上四人と卜き、其卜食の者に使れ事を仰せ、其日味爽掃部寮御座と小安殿の東第三間中央に設け、其東壁の下に幣を置葉薦を敷き、其東南壇下に白砂を布き、中臣忌部の版位を置く、其東南以下、江家次第、殿西第一間北壁外に、簀一枚を置き、二間に幣を褻む、葉薦を敷き、其左右に長席を敷て、幣を褻者

の座とし、三間北壁下、内侍座を敷き、其南を聞司座とし、東廊に参議已上座、北廊に少納言辨座、其西の外記史座、其後史生官掌座を設く、内藏寮官人、内侍、其備ふる幣物を執て、葉薦の上置く、太神宮に幣ハ北に在り、豊受宮幣ハ南に在り、期に至る天皇御湯訖て、祭服を着、殿の御座に御し、先御幣を拜奉り、期字以下、據北山鈔、少納言として中臣忌部を喚しむ、中臣鬘木綿を着け、政事要畧、江家次第、忌部木綿袴を懸げ、共に稱唯志て、昭訓門より東福門を経て、各版に就く、鬘木綿以下、據本朝世記中臣前に在り、忌部後あり、後執一人忌部に従ふ、忌部勅に依て稱唯志、殿より降り跪て、手を拍とて四段、先豊受宮の幣を取て、後執に授け、次に復手を拍ち、自ら太神宮の幣を執て、版に復し、中臣又勅に依て稱唯志、殿に降り跪く時、天皇能く申て奉れと詔ふ、中臣稱唯訖て、各退出、忌部前に在り、後執之に次ぎ、中臣之に次ぐ、其後左右馬寮馬四疋を率立つ、左右以下、本朝世記時、使王を召て、宣命を給ひ了て、乘輿宮中へ還り給ふ、蹕して警事なし、即日使

大忌祭

等神宮に向ひ、十六日度會宮、十七日大神宮を祭り、廿日に至て復命と、貞觀儀式、參取延喜式、北山鈔、江家次第、延喜の制、亦此に如し、其祭幣大神宮に錦兩面各一疋、深紫綾淺紫綾、緋綾、中緑綾、黄綾、白綾各一疋、度會宮に緋中縹、黄皂帛各一疋を奉り、其使諸王及中臣忌部に各當色を賜ひ、執幣者五人、從者三人、並に深衣布一端を賜ふ、延喜式崇徳天皇保延元年、式部大輔藤原敦光、内大臣藤原宗忠等みな式條にまゝ、天皇御躬つら神嘗祭せとせ給へと奏し、かゝり、其言用られ、續本朝文粹、中右記、後鳥羽天皇元暦元年例幣の時、天下大に亂るゝを以て、諸國幣料、制に如くならざりき、山槐記

大忌祭、凡大和國大忌神を主として、龍田風神、六つの御縣神を祭り、山々谷々の水と甘水と爲て、田苗を浸潤し、惡風荒水の禍なく、五穀を熟稔らむ事を祈ふ、故之を大忌祭といふ、令義解、集解、延喜式天武天皇三年四月癸未、小錦中間人連大蓋太山中曾禰連韓犬を遣て、大忌神を祭り、明年七月、又之を祭ふ、大忌祭蓋

此_レ始_ル日本_{書紀}文武天皇大寶元制四月七月_ニ祭_ヲ行_ヒ後_{令義}其月の四日を

祭日_トす_{本朝月令延喜式北山鈔}桓武天皇延暦十八年勅_テ云_ク廣瀬龍田祭は風災を弭

め年穀を祈_ル爲也然_ルと大和國司事_ニ觸_テ怠_リ多く史生を遣_ヒて曰_ハ代

とと肅敬を致_スざる_ヲ以_テ祭に報應な_ク今より後守介一人齋戒_シて仕奉

れ若事故あれば判官を遣_ス事_ヲ聽_クと宣給_ヒき_{日本後紀}嵯峨天皇弘仁の制王

臣五位各一人を使_ニ充_テ國司次官已上専ら其事_ヲ行_ヒ其贄二荷ハ諸郡よ

り供進_ス米酒料稻ハ皆當國の正税_ヲ用_ヒ其他ハ所司官_ニ請_フ之_ヲ備_フ

_{本朝月令}醍醐天皇延喜の制又之_ニ依_ル其祭幣調布庸布鞍米酒稻鰻鳥賊鮭

比佐魚滑海藻雜海菜髮葉薦馬の祝料庸布四座置八座置鉄等_ヲ用_フ其御懸

神六座山口神十四座の幣ハ座毎に五色薄繩倭文綿麻槍鋒四座置八座置滑

庸布髮薦_ヲ用_ヒ其酒肴ハ社料_ヲ用_フ唯御懸神は並繩_ヲ加_フ後_{延喜}世幣使

絶_{タル}を以_テ神祇官史生幣物を請_テ之_ヲ奉_リき_{神祇官年中行事}

風神祭

風神祭凡風神二柱と主と_ニて廣瀬神及六懸神を祭_リ惡風なく_シて五穀の

登_ル事_ヲ祈_ル故_ニ風神祭_ト云_{令義解}祭日祭儀並_ニ大忌祭_ニ異なる事_ナク

_{本朝月令}延喜式事は龍田神社に詳也凡其祭幣帛日鏡羽鹿角皮多_ク利麻笥加世比

漆金漆黃藥茜黑葛_ヲ用_フ其他大忌の庸布以上の數の如_ク延喜

鎮華祭凡春華の飛散_ル時疫癘_ヲ鎮_メ過_ル爲_ニ大神狹井二神_ヲ祀_ル故_之を鎮

華祭_ト云_{令義解}初崇神天皇の御世疫病多_クに起_リし時大物主神教給_ハく此

ハ我御心ぞ我子大田田根子_ヲ以_テ我_ヲ祭_ラば神氣起_ラせ國平_キなん_ト詔

ふ隨_ニ大田田根子命_ヲ神主_トと_ニて此神_ヲ祭_リと_ハば疫氣悉息_テ天下平_キ

き鎮華祭蓋此_ニ起_リ日本書紀古事記

三枝祭凡三枝の華も_ニ酒樽_ヲ飾_リ率川社_ヲ祭_ル故_之を三枝祭_ト云_{令義}鎮

華三枝祭文武天皇帝大寶の制四月_ヲ以_テ之_ヲ祭_ル其祭_ニ神祇官齋_シて幣帛

と辨備_フ凡其祭幣鎮華ハ繩絲綿五色薄繩倭文木綿麻鉄鰻堅魚腊海藻鹽菜

相嘗祭

弓篋羽、鹿角、鹿皮、漆、黄蘗、茜、黑葛、清酒、濁酒を用ひ、三枝ハ調布、庸布、酒稻一百束、其他ハ鎮華幣、鹿角己上の數を備ふ、三社祝部等、即官幣を請て、各其神社ニ奉る、令義解、參取延喜式、後世此祭並ニ絶たり、北山鈔、西宮記、江家次第、

相嘗祭、蓋新稻を以て醸し、御酒及御食を天皇の聞食給ふに依て、神等ニ御饗し給ふ祭也、故之を相嘗祭といふ、參酌延曆儀式帳、延喜式、按續日本紀に、神嘗祭條下ニ注せるが如し、さて儀式帳の神嘗祭條に、宇治御田の新稻を御食に炊き、御酒を醸りて、神宮ニ供奉り、其夜禰宜内人等も、新稻酒飯を食始むる由見えたるは、即相嘗の義あり、又中右記天永三年、賀茂上下社相嘗祭、は當年の新穀を備ふる事也、又元永二年、下賀茂社の相嘗祭、新穀を供奉る事みえ、延喜式相嘗祭條に、七十一座の幣帛各異なるが中に、酒稻幾束と云は、何れの社も皆同じきに就て、合せ考ふるに、神嘗と同き、新稻もて御酒、御食を供ふる祭ある事、よく明らか也、姑附て考を俟つ、天武天皇四年十月丁酉、幣帛を相嘗に諸神ニ奉る、按嘗字本に據る、相嘗諸神始て此に見えし、日本書紀、文武天皇大寶の制、十一月上卯日、祭を行ふ、大倭、宇奈太利、住吉、津守、大神、村屋、穴師、卷向、恩智、意富、葛木、鴨、紀伊、國、國懸、日前、伊太祁曾、鳴神等、並ニ幣帛を預る、令義解、醍醐天皇延喜の制、神祇

祭官齋して相嘗祭を預る、大小神社凡七十一座の祝、幣帛を班ちて、各其社ニ奉らしむ、凡其祭幣、太祝戸、鴨御祖、松尾、水主、火雷社、各二座、絹、綿、調布、庸布、木綿、鰻、堅魚、腊、凝海藻、鹽、海藻、及酒稻各百束、並神、鴨、別雷、川合、出雲、井上、片山、木島、石上、高天彦、金峯、葛木、一言主社、各一座、並上ニ准ふ、酒稻各五十束、並神、唯、大和社、三座、大神社、一座、又上の如き、唯綿を除き、脯魚を以て腊に代ふ、大神は與理刀魚を加ふ、酒楯各二百束、宇奈足、村屋、穴師、卷向、池、各一座、多葛木、鴨、恩智社、各二座、は太祝戸社等の幣を准て、綿及凝海藻を除く、其酒稻各五十束、唯鴨社は百束を用ふ、飛鳥、甘樫、牧岡社、各四座、弓削社、三座、は上に同きて綿を加へ、高鴨社、四座、其鮓、堅魚、腊を省き、凝海藻を加ふ、酒稻各二百束、飛鳥、酒稻九十二束は、正税、其他みる正税也、住吉、大依羅社、各四座、ハ、酒稻二百束、難波大社、二座、新屋社、一座、ハ、各百束、下照比賣、廣田、生田、長田、各一座、ハ、各五十束、住吉を除く、外、皆正税、其幣、太祝戸等と同じ、日前、國懸、伊太祁曾社、各一座、ハ、絹、綿、調布、木綿、及酒稻各百束、鳴神社、一座、ハ、其絹布を除き、酒稻ハ其半を備ふ、

鎮魂祭

延喜式

鎮魂祭凡天皇命の御世を言壽ぎ御魂を齋ひ鎮る祭なるを以て鎮魂祭と云

ふ令義解集解神武天皇都を檀原に定め給ふ時始めて此祭を行ふ舊事本紀

秘鈔公事根源初宇摩志麻治命の父饒速日命天降る時に天神の詔以て天璽瑞寶十

種瀛津鏡邊津鏡八握劍生玉足玉死反玉道反玉蛇比禮品物比禮と授坐て教

給ひけらく若痛處あらば茲十寶を令せよ一二三四五六七八九十と云く布

瑠部由良由良止布瑠部○按布瑠部は振也由良は動く狼なり如此爲るば死人を生反りなむ

と詔ひき此に至て宇麻志麻治命を詔して汝が父の天より受來りし瑞寶を

以て鎮せよと詔給ふ隨に瑞寶を齋ひて天皇太后の御爲と御魂を鎮め壽祚

と祈請とき凡媛女の君も此祭を仕奉れり舊事本紀昔媛女君遠祖天鈿女命眞

辟葛と鬘とと蘿葛と手續にし手を着鐸の矛を持て石屋戸の前誓槽覆踏

響と巧の歌舞て大神を和め奉りき日本書紀故其裔孫此祭を神樂を主り其

言本と擧て一二三四五六七八九十と云て歌舞ふは即此縁也舊事本紀天武天皇十

三年十一月丙寅天皇代爲に招魂と蓋鎮魂祭也日本書紀文武天皇大寶代制十一

月中寅日を以て祭日と令集神魂高御魂生魂足魂大宮寶御膳禊辭代主大

直日神を祭延喜式平城天皇大同三年忌部宿禰廣成神事の廢せし事と歎

き古語拾遺を上りて數事を言ふ其九は鎮魂の儀は天鈿女命の遺跡なるを

御巫の職其氏を選ばざると他氏を任さるるは非也と奏古語拾遺嵯峨天皇

弘仁四年左中辨小野朝臣野主奏と媛女の興り國史に詳とて其後今に

絶る事なきを以て其養田近江和邇村山城小野郷に在り然るに小野の臣和

邇部臣徒に人の利田を貪り恥辱を顧みざ既に其氏ならざると媛女を貢る

事且は神事を亂り又氏族を汚せり願はくは所司に命せて嚴に非氏を停め

給はく祭祀濫りならざ家門も止からむと申とせば即勅とて之に従ひ二

氏を停めて媛女公氏の女一人を定り縫殿寮に進め關る時ハ又補を以て

恆例とせらる類聚國史類聚三代格、清和天皇貞觀の制、當日、所司預め神座を宮内省廳

事と設く、凡大臣以下座を西舍南と設け、少西は辨大夫座、其南に外記史座、又南

に太政官及左右史生座、又南少東は官掌座と設く、外記史式部丞録座は東舍

第二間にあり、太政官及左右史生、式部史生座は第二間、官掌省掌座は第三間

にあり、西二點、大臣以下は、西舍の座に就き、神祇伯以下神部、青摺衣六字を著て、延喜

式、琴師、御巫、神部、卜部等を率て、供神物を持ち、庭中に入る、神部東階より升て、

神寶を堂上に置く、蓋所謂十種瑞寶也蓋字以下、據舊事本紀、次に神机を昇て、御座に供

ふ、神部四人各琴を持、左右に分れ、升て堂上に置く、神祇五位已上、六位已下、各

西階より升て座に就く、次大膳職、造酒司八代物を供ふ、縫殿寮、媛女を率ゑ、東

階より升り、次に内侍御衣匣を持ち、大内より退出、東階より升り、各座に就く、治

部省は雅樂歌人を率て、西階より升て座に就く、既とて大臣西側階より

升る座に就き、召使をし、式部を喚ぶ、丞入て版に就く、即刀禰入を奉り

と宣ふ、丞稱唯と位に復り、刀禰を召ぶ、大夫五位各入て位に就く、外記史は

史生官掌等と率ゑ、西舍より出て屏下と立ち、式部省入を侍て、東舍座に就く、

位定る後、大臣召使を以て大藏省を喚ぶ、丞稱唯し進て版に就く、即綴木綿を

賜へ、と仰ぶ、丞稱唯し退る、録史生、藏部等を率ゑ、木綿を箱に入て、先神祇官人

と賜ひ、次は大臣の賜ふ、録史五位已上、史生は判官以下、主典以上に賜ひ、訖て、

神祇伯は琴師、笛工を召て、御琴に笛合せと命ぶ、皆稱唯して笛を吹き、琴を調

べ、神部も共々歌ふ事二成、次は雅樂歌人同音に歌ふ事二成、神部二人各拍子

に候ふ、御巫始て舞ふ、舞毎は巫部舞を譽て、阿奈多布止と云事三廻、大藏録、安

藝木綿二枚を箱に入れ、進て伯の前へ置く、御巫宇氣槽を覆せ、其上に立ち、梓

と琴笛を合せて、槽を衝き、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と計ふ、○按江家次第に、宮

問、栲櫨を設て祭物を置き、鈴附たる賢木を倚せ、其西は木槽を覆置く、賢木は、即此の梓にて、古へに若鐸之矛と云ひし物也、即鈴附たる梓木なる事、推
て知るべし、姑、度毎は伯木綿を結び、葛箱を納ふ、女藏人御衣箱を開て振動を

事拍子の如し、琴笛以下、參取弘仁神祇式、北山鈔、政事要略、宮主秘事口傳、薩戒記、次に御巫、諸の御巫、媛女、次に

宮内丞侍從、内舍人、大舍人、各次を以て舞を奏し、舞訖、位に復し、辨大夫官掌

を召し、宮内省を喚ぶ、丞稱唯し、版を就く、即御飯早速に賜はせ、めよと仰

せ、丞稱唯し、膳部をして御飯を賜はせむ、大膳進属以下、共に起て飯を神祇官

以下諸司に賜畢し、時に進、版に就く御飯賜畢と申し、諸司手を拍三段、酒三行、亦

手と拍事一度訖て、各退出、貞觀儀式凡神寶を堂上に置くの儀、此後聞ゆる事など、

延喜式、北山鈔、西宮記、江家次第、中宮東宮も又此祭を行ふ、貞觀儀式延喜の制、みな之に従ふ、凡其

祭所に供ふる御膳は、祭日神祇官齋院にして、御巫稻を舂き、鹿籍を用て之を

簾、韓竈をして炊き、即藁笥を盛り、櫃を納れ、案上と居之、神部二人をて之を供

へせむ、又鎮御魂齋戸祭あり、十二月神祇官齋院として、中臣事を行ふ、中宮東

宮又之を祭ふ、延喜式清和天皇貞觀二年、神祇官西院齋戸神殿に納る所、三所

齋戸衣、及主上御魂を結ふの緒は、盜の爲に盜み取らる、三代實錄所謂齋戸祭は

蓋齋戸神殿祭也、三代實錄、延喜式、

鎮火祭

鎮火祭、凡火災を防ぐ爲の祭なるを以て鎮火祭と云ふ、令義上古神伊佐奈伎

伊佐奈美乃命二柱國の八十國、島は八十島を生坐し、八百萬神等を生給ひて、

麻奈弟子、火結神を生給ひ、石隠坐と、與美津校坂に至て、思ほそく吾汝妖命

の知食上つ國よ、心惡子を生置て來ぬと宣給ひて、返坐て更、水神、匏、川菜、埴山

姫四種の物を生坐て、此心惡子の心荒む、そば、水神、匏、埴山、川菜を詩て鎮奉

れと、事教悟し、給ひき、延喜式鎮火祭即此に起る、日本紀文武天皇大寶の制、六月

十二月、宮城外四隅として、卜部等火を鑽て之を祭る、令義延喜の制、又之に依

て神祇官祭官齋みして、其祭を行ふ、延喜式

道饗祭

道饗祭、凡惡魅の外より來るを饗と遇めて、京師に入りせざる爲の祭也、故道饗

祭と云、令義文武天皇大寶の制、六月十二月、卜部等京城四隅の道上に、牛猪鹿

の皮を備へて、八衢比古八衢比賣久那斗神を祀る、神名錄左右京職、皆其祭の

祈年穀祭

預_{令義解}、延喜の制、神祇官祭官齋_{集解}して、其事を行ひ、幣帛_{延喜}の五色薄純、倭文、木綿、麻、庸布、鈿、牛皮、猪皮、鹿皮、熊皮、酒稻、鰻、堅魚、腊、海藻、鹽_{延喜}を備ふ、鎮火祭幣ハ、唯其牛猪鹿熊皮を除くのみ、餘は異なる事なし、_式凡疾疫_{延喜}ある時は、諸國を之を祭ふ、聖武天皇天平七年、太宰府疫死の者多きを以て、幣帛を部内諸神に奉り、又長門より以内諸國の守介として、専ら齋戒、道饗の祭を行はしむ、_{續日本紀}祈年穀祭、凡二月七月毎々、幣帛を二十二社の神に奉り、年穀を祈ふ、故之を祈年穀祭と云、其日は吉日を撰用ふ、_{建武年中行事、公事根源}醍醐天皇延喜二年四月、祈年穀奉幣を行ふ、祈年穀奉幣、此より始まる、初昌泰元年五月、祈雨の幣を十六社に奉り、七月又幣を二十二社に奉る、凡伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、大和、石上、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰、之を十六社と云ふ、_{日本紀略}○按十六社、_{六社、二十二社}名史に見ゆる者、之を始とせ、然るに二十二社注式、諸神記等の書、並に村上天皇康保二年を十六社の始、後朱雀天皇長曆三年を二十二社の始としつれど、二十二社十六社の稱、既_{百鍊鈔、師光年中行事裏書}昌泰元年に見えたるを以て、推考ふるに、其後社々を増も減もして、定まれる事なきを、長曆に至りて、二十二社を定めらるべき也、始附て考ふ備ふ、

一條天皇正曆二年、吉田、廣田、北野を加へ、五年、梅宮を増え、長徳二年、祇園を加へて、二十一社とせ、_{諸神記、二十二社注式}長保二年奉幣發遣_權れ時、諸國幣料を進めざるを以て、時過るまで幣物備らざ、所司急_權練絹を求めて、僅に幣使を遣し、_記後朱雀天皇長曆三年、日吉を加へて二十二社とし、幣を奉り、旱疫の事を祈り、_{濫觴鈔、諸神記}其後或は除き或は加へ、白河天皇永保元年に至りて、永く二十二社の列に加はらるる、_{百鍊鈔、師光年中行事裏書}凡祈年穀奉幣、散齋二日、致齋一日、天皇大極殿に御して、使を發遣し、伊勢幣使立の後、南殿にして之を拜み給ふ、凡幣使伊勢ハ王及中臣忌部各一人、石清水稻荷ハ四位一人、賀茂松尾平野ハ參議及五位各一人、梅宮ハ橘氏、吉田ハ藤原氏、北野ハ菅原氏の五位、丹生、貴布禰ハ神祇官六位一人と差し、其他は各五位一人を用ふ、_{江家次第}其宣命を書くと、伊勢ハ緑紙、賀茂ハ紅紙を以て、自餘は黄紙を用ふ、_{延喜式、朝野群載、江家次第}

八十島祭

八十島祭、蓋住吉神、大依羅神、海神垂水神、住道神、各二と祭、狹國は廣く峻國ハ平けく、島の八十島、墜事なく、依奉事と祈、故之八十島祭と云、
延喜式 文德天皇嘉祥三年、宮主、占部雄貞神琴師、管生朝臣末繼、典侍藤原朝臣泉子、御巫榎本連淨子、攝津國八十島に向は、八十島祭蓋此と始まる、
實錄 延喜の制、御巫、生島巫、及史、御琴彈、一神部、二内侍、内藏屬、一舍人、二を難波津に遣して、此祭を行ふ、住吉神主祝、大依羅、垂水、海、住道祝等、又之預、中宮東宮共に此祭あり、
延喜式 〇按本書難波津を湖に作る、然れども、江家次第、日本紀畧みな津とあり、今姑く之と從ふ、朱雀天皇承平三年、典侍滋野朝臣繩子、繩子、據皇胤紹運錄、難波津に至り、八十島祭を行ふ、
日本紀畧、左經記、小右記、西宮記、江家次第 〇按日本紀畧、冷泉帝安和即位の後、一度此祭を行は、〇按日本紀畧、左經記、小右記、西宮記、江二年の後、此祭みえざるは、絶るにはあらそ、恆例なれをみるべし、
御贖祭、蓋天皇の御命を贖ふ爲に祭なるを以て、御贖祭と云ふ、初成務天皇大飯間食給はざりし時、多米連の祖小長田命、勅して御飯造り備へ奉ら、

御贖祭

大神寶使祭

しよ、平けく聞食給ひ、よかば、即小長田命に大炊の政を賜ひ、御田職に任し、天皇御贖の政を掌らしめ給ひき、此時四方國造等、御命贖の人を獻りて、仕奉りき、御贖祭、蓋此に始る、
政事要畧、引多米氏本系帳、嵯峨天皇弘仁五年六月、聖體不豫給ふを以て、御贖祭を行ふ、此後毎年六月十二月の朔日より、八日に至るまで、御巫等御饌を進る事に仕奉る、
師緒年中行事、年中行事秘鈔、公事根源、大神寶使祭、凡天皇即位の年、使を諸社に遣し、神寶を奉り、天下に政知看給ふ由を告ぐ、故之を大神寶使と云ひ、又一代一度大神寶と云ふ、
日本紀畧、北山清和天皇貞觀元年正月、天下諸社に、神寶を奉り、仍て建禮門前に大祓と、七月、賀茂御祖別雷松尾平野大原野乙訓大神石上春日當麻住吉丹墀杜本氣比氣多日前國懸の社に、使を差し、神寶幣帛を奉り、
三代實錄 醍醐天皇昌泰元年、使を伊勢太神宮及五畿七道の諸名神に遣て、神財を奉り、又宇佐宮よも之を奉り、
日本紀畧、朱雀天皇承平二年、一代一度大神寶を伊勢及諸社に奉ら、

一度大神寶蓋此に始まり、日本紀略後一條天皇寬仁元年、神寶を四十八所奉奉、
凡伊勢、度會、宇佐、二所○按本書二所は、宇佐香椎を云ふに似たり、石清水、二賀茂、
上日前、國懸、山城、國園、韓神、稻荷、松尾、平野、大原野、大和國春日、大和、大神、石上、率、
下川、河内國、恩智、平岡、攝津國、住吉、大羅、生田、長田、伊勢國、多度、尾張國、熱田、駿河國、
淺間、伊豆國、三島、下總國、香取、常陸國、鹿島、近江國、日吉、美乃、國不破、信乃、國須波、
上野國、貫前、下野國、二荒、陸奥國、楡葉、出羽國、大物忌、若狹國、若狹、越前國、氣比、
能登國、氣多、加賀國、白山、出雲國、熊野、杵築、播磨國、伊和、美作國、中山、備中國、吉備、
津彥、安藝國、伊都岐島、伊豫國、大山、津見、筑前國、宗像、住吉、筑後國、高良、肥後國、阿、
蘇の社是也、按本書四十八所と云もの、伊勢宇佐を省きて石清水以下を數へたる總數あれは、合せて五十所也、北山鈔に、承平天慶の例を擧たるも、此數又同じ、但攝津國五所、山陰道三所、山陽道五所とありて、本書各一所を闕するが如くなれど、總數之異なる事あり、又江家次第に、延文元年の例を擧て、四十九所とするは、伊勢をのみ除たるにて、其山陰山陽の社數も本書同去きを、南海道三社とあるは、異なる不似たれど、其二社は、旧前國懸を云りと聞ゆれば、其實は即五十所也、又按小右記寬仁元年條、此事を載て、神祇官勘奏に、京中畿内神社、疑はまき所ありと云を以て、新に大原野、吉田、北野等の社を入るとあれど、本

書に吉田、北野なきは、後に議ありて、除きたるにやあらむ、姑附て考に備ふ、其神寶伊勢以下十所に、金銀幣二枚及錦蓋、四角に金銅鈴を附玉佩、一尺鏡、金銅鈴各一、平文、麻桶、線柱、梓劍、赤漆弓、箭四筋、其他諸社には、御幣一捧、絹錦各五疋、糸五兩及平文麻桶以下數種、紫綾蓋、五寸鏡と奉、左經記凡其日以前、所司日時を勘へ、諸使を定む、期に及て、使等各宮城に向て、神寶宣命を受く、伊勢ハ使王及中臣忌、宮中京中七社ハ、殿上人、畿内ハ諸大夫各一人、七道は、藏人、雜色各一人と使とす、北山鈔、江家次第此月、天皇沐浴し給ひ、石灰壇に御と、先伊勢太神、次宇佐宮の幣帛を拜坐て後、諸社の幣帛神寶を發遣と給ふ、其儀常の如し、江家次第鳥羽天皇、天承以來、朝廷祭幣、みな禮典の如くなり、事あはば、故之を諸國に召す、猶進濟を致さざる者あり、中右記、續本朝文粹百鍊鈔後嵯峨天皇寬元三年、大神寶使を發遣と給ふ、及て、亦祭料を諸國に充て、或ハ未進の國を責め、僅に其用に足らぬ給ひき、平戸記大祓、凡百官の人、祓所を集ひて、各其過犯せざる種々の罪穢を祓潔むると以て、

大祓

大祓と云ふ令義解、延喜式、上世伊弉諾尊黃泉國より還坐時筑紫の阿波岐原アハノサキとして御身に穢し御禊祓し給ひ、素盞鳴尊天罪を犯す時、諸神相議り、千位置戸チロシキを負せて、其罪を贖ひ祓はさむ日本書紀、古事記、古語拾遺、祈謂大祓贖物みな此より始る釋日本紀、神

武天皇都を遷原に定給ふ時、天兒屋命孫天富命を奉りて、天罪國罪を祓はさむ古語拾遺、凡畔離ハナレ、溝理ミヅリ、樋放ヒナガシ、頻時ヒノトキ、串刺クシサシ、生剝ナマヒキ、逆剝サカヒキ、尿戸ウシロド、之を天罪と云ひ、生膚斷ナマクハキ、死膚斷シクハキ、

白人シロヒト、胡久美コククミ、已母犯罪イモカチミ、已子犯罪イコカチミ、母與子犯罪モトコトカチミ、子與母犯罪コトモトカチミ、畜犯罪ウシカチミ、昆蟲の災ウシムシノイハレ、高津

鳥の禍ウツリノコト、畜物ウシモノ、之を國罪と云ふ延喜式、此後中臣氏祓祠を宣ふ事と掌ふ令義解、延喜式、故其祓祠を中臣禊詞と云古語拾遺、凡祓ツケは諸國大祓あり、百官大祓あり日本書紀、古事記、

記、令、仲哀天皇崩坐す時、皇后息長足姬尊神教を畏み給ひ、國の大奴佐を取り、天罪國罪の類を求て、國の大祓せさせ給ひき、國の大祓、此より始まる古事記、天

喜式、天武天皇四年詔して、天下國別に、國造ハ馬一匹、布一常、郡司は各刀、釧刀、子並一口、鹿皮一張、矢一具、稻一束、戸毎に麻一條を出さして、解除せさめ、九年又

天下大解除を行ふ日本書紀、文武天皇大寶の制、六月十二月晦日と以て百官男女の大祓を行ふ、凡東西文部祓刀ヤマトカサフシノミと奉り、漢音の祓詞を讀終る後、悉く其祓所に集ひ、中臣禊詞を讀み、卜部解除を行ふ、百官の大祓、蓋此に始る、其諸國大祓は、飛鳥淨御原宮の制に從ふ令義解、元正天皇養老五年、始て文武百官を奉りて、妻女姊妹を率て、大祓に集はさめ、聖武天皇神龜三年、東文忌寸等辨官に仕ふる者とし、祓刀を上るべく制給ひ續日本紀、桓武天皇延暦六年六月晦、詔して今より後、東西文忌寸等諸司主典以上者と以て祓刀を上らさむ令義解、清和天皇貞觀の制、其日神祇官中臣、文部四國に卜部を率入て、荒世和世御服及御麻を捧り、各供奉訖て、御麻を卜部に授て、祓所に向さむ、次に東西文部横刀を奉り、御訖て退出、次に中臣、宮主、卜部の荒世を執る者を率ゑ、階下に就き、席上に置く、宮主之を披り、中臣に授け、中臣之を中臣女に授く、即御體を執量る事五度、次に宮主堪を取て奉り、御訖る各卜部に授く、和世を奉るも又此の如し、其

神祇志料 卷之五 冊八

荒世は卜部と給ひ、和世は宮主に賜ひ訖て、皆退出て河上に解除と、中宮東宮に御麻御贖を奉るの儀、大概之に准ふ、午四刻、神祇宮内、縫殿等官省掌、延政門外へ候ひ、百官被處と會集ふ、是よりとき神祇官被物（ツラヒモノ）を朱雀門前路の南へ陳ぬ馬其南に向ふ、○按北山抄江家次第に、馬六匹を立て、稻四五束を積事あり、所司座を朱雀門及東西仗舎に設く、大臣以下、五位已上は壇上に、四位以下座を南階東第一間に設く、第二間を參議以上座とと、其女官を亦壇上四方に在り、班幔を以て之を隔つ、外記、史中務、式部、兵部三省は東仗舎に、西面北上し、彈正は西仗舎に東面北上と、祝詞座は路の南西に在り、座前へ軾布を敷く、未一刻、外記以下各座に就き、自餘の諸司東仗舎の東頭に屯立つ、時、式部兵部省以上起りて座に就き、刀禰を唱計ふ、彈正忠は踊をして臺掌を喚と、版を西舎前に置と、次に三省と掌列り趨りて版を置き、退出る舎南に立つ、式部兵部省掌更に出りて諸司諸衛を召計ふ、式部丞は録と目とて省掌を喚と、兵部中務又此の如と、三省掌稱唯し、共

と列りて版に就く、三省丞命せて云く、司々刀禰（タノミ）の數札速と申としめよ、三省掌稱唯訖て、共に列り趨り出つ、式部省掌、文官を引列りて、式部版と就く、貫首者申て云、司々申とく刀禰の數札進と申と、丞即進（マシマシ）と仰す、諸司共に稱唯と、中に分れ、各最後者に授く、最後者其札を疊み、進りて録前へ置き、座へ復り、録即司々申とく刀禰數札若干枚申給心申す、丞云、縦諸司共に稱唯趨り出つ、兵部中務亦此の如と、訖て御麻既と到ると候て、被稻と挿む、○按被稻を挿は、北山抄既に朱雀門の前に積置る稻を以て、卜部が持來る御麻を挿こと見えたり、さて稻を用ふるは、皇孫降臨の時、千穗の稻を散て、雲霧を拂ひまゑし故事の如く、大御身は聊の曇りなく、被清め給ふの義にや、又切麻、大麻に稻をさそ事は見えざれど、大上中下の被物に中へ稻あれを、被る稻を用ふるは、常あるにや、姑附て考ふ、辨大夫並三省輔各一人、官吏及三省丞録趨りて庭中に立つ、五位前へ在り、六位後に列り、辨大夫大被處へ、參集（マシマシ）れり、刀禰數申給ふと申す、次に三省目錄を申畢る大臣常の任と被せよと宣り、辨以下共稱唯と、次に隨て各位へ復り、式部、兵部、又省掌ととて刀禰を召しむ、省掌稱唯、各位へ復り、刀禰參り進めと云

ふ、時、外記以下座を起ち、降て東舎南頭より列り、式部兵部の丞録は、文武官刀
 禰を引て、西面北上より列り、彈正忠疏降る舎南頭より東面北上より立つ、立定て、
 神祇官切麻を諸司より班ち給ふ、凡麻を切て諸人より頒つて切麻と云ひ、集め建
 て人毎より引とらしむるを、大麻と云ふ、凡麻以下、參取本書
大意、古今和歌集、中臣趨て座より就き、
 祝詞を讀み、聞食と稱ふに及て、刀禰皆稱唯し、祓畢て神祇官大麻を上卿以下
 此座前に行き、次より五位已上の切麻を禰て、後各退出、貞觀儀式、參取
北山鈔、西宮記、初大祓に
 中臣氏管麻を刈斷て、事を行ふ、後世より至て、管を以て輪と造る之を、管拔輪と
 云ひ、茅を以て造るを、茅輪と云ひ、即祓契より供ふ、蓋古へは遺風也、延喜式、新千
載集、江家次
第、園大曆、
公事根源、凡卜部の解除をなし、文部に祓刀を奉り、祓詞を讀むもの、大寶の制より
 起る、爾後陰陽師の説頻りより行せり、古風大より衰ふ、令義解、延喜式、北
山鈔、江家次第、圓融天皇
 天元五年六月の大祓に、公卿一人を參る者なく、内侍等障を申上、祓所に至ら
 ざるを以て、右少辨藤原惟成藤原據公
卿補任と上代とて、女史を内侍代として、之を

祈雨神祭

名神祭

行ふ、當時神事のなほざりなる事、此れ如し、小右記是より後、大臣大祓より臨む事、
 終に絶より、北山鈔、江家次第、凡臨時大祓は、大嘗前後の祓、文德實錄、三代實錄、齋王卜定、及群行
三代實錄、
日本紀畧、等れ如き、朱雀門前より之を行ひ、續日本後紀、
日本紀畧、伊勢奉幣、大神寶、及死穢
 火災の類みな之を建禮門前に行ふ、三代實錄、
日本紀畧、
 祈雨神祭、凡早霖毎に此祭を行ふ、初天武天皇四年夏、大旱を以て、使を四方より
 遣ち、幣帛を捧て諸神祇を祈り、持統天皇六年六月、使を四畿内より遣して、雨請
日本書紀、
續日本紀、醍醐天皇延喜の制、五畿内大社八
 十五座を定めて、祈雨神とて、凡其祭幣、祈雨より座別に絹五色薄縹、絲、綿、木綿、
 麻、調布、庸布を供ふ、其丹生、川上、貴布禰社に、黒毛馬各一疋を加ふ、霖雨を止る
 時は、白馬を用ふ、延喜式
 名神祭、凡天下名神大社の神を祭る、延喜式聖武天皇天平二年、使を遣して、渤海
 信物を諸國名神社に奉る、名神社始て此に見えり、續日本紀、
醍醐天皇延喜

制名神大社に預る神凡三百九座の中二百八十五座を定めて名神祭に預ら
 せむ。○按本書印本を載る名神の社を總數ふるに、三百八座なれど、京極本に越
 中國射水郡射水神社名神大とあるを合せて、三百九座也、然るに臨時祭式
 名神祭二百八十五座と標て、其神社を載せたるを數ふれば、印本二百八十八
 座ありて、三座衍れり、かくて其を神名帳に合せ檢ふるに、陸奥國川田神社二座、
 御上神社一座とある、三座はもとより帳に載られず、全く近江の川田御上社を
 重複て記せる事決る、故之を削る時は、二百八十五座の總數に符合へり、さて
 名神大社に去て、名神祭に預らざる者、尾張國大神、甲斐國淺間、近江國兵主、信濃
 國武水別命、建御名方富命、彦神別、若狭國宇波西、越中國射水、但馬國水谷、御出石
 紀伊國熊野、淡路國田村、城山、伊豫國伊曾乃、姫坂、伊豫、土佐國都佐、筑前國職幡、豐
 前國宇佐、肥前國田嶋、山城國天津石門別、稚彦、大和國葛木水分と二十一座あ
 るは、いかなる故にや詳ならず、姑附て考に備ふ、凡其祭幣、座別に緋、縹、緋、五色薄緋、木綿、麻を奉る、若大
 禱ある時は、縹布等を加へる之を祭る、式、延喜

霹靂神祭

霹靂神祭、凡霹靂神の荒魂和魂を祭る、供ふるに粥を以て、若新たに霹靂神
 あれば、即鎮祭て之を山野に移奉らせむ、式、延喜 初陽成天皇元慶中、太政大臣藤
 原基經年穀れ爲に雷公を祭る感ありしより、毎年の秋、其祭を行ひ、醍醐天皇
 延喜四年十二月雷公を北野に祭る、此後恆例たり、西宮 霹靂神祭、又或は此

遣蕃國使祭

始、延喜式、西宮記大意、

遣蕃國使時祭、凡使を外蕃に發遣し給ふ時、天神地祇と郊野に祭る、式、延喜 元正天
 皇養老元年、遣唐使神祇と蓋山の南に祭り、光仁天皇寶龜八年、天神地祇と春
 日山下に拜奉る即是也、續日本紀 醍醐天皇延喜代制、其祭庭は、國司之と掃修め、所
 司苦を葺き座を設け、各祭所に會集ふ、神祇官其神部を率て祭を行ふ、大使
 自ら祝詞を申し、神部ハ幣を奠ふ、事訖、大使以下、各私幣を供ふ、神部執て之
 を神座に奠ふ、其幣を造る時ハ、木に神山の神を祭り、其船居を開く時は、神祇
 官使を住吉社に差て、之を祭らせむ、式、延喜

却送蕃客神祭

却送蕃客神祭、凡蕃客入朝の時、之を畿内の界に迎へ、其蕃神を却ふ祭を行
 ふ客等京に至る比ほひ被麻を給ひ、被除はしめて後京に入事と許さ、其
 前二日京城四隅にして障神祭を行ふ、式、延喜 上古伊弉諾尊黃泉國より還りて、
 泉津平坂に至座時、黃泉神追奉りき、故千人引磐石を其坂路に塞て、御杖を投

て此より來なと詔ふ之と岐神と云ふ岐神の本名は來名戸之祖神と云り、
日本書紀、障神祭、蓋此と始は後世所謂道祖神即是也、
延喜式、倭名鈔大要、又唐客京入時ハ使二人及中臣と畿内外に遣して路次神と祭是之と唐客入京路次神祭と云ふ宮城四隅疫神祭、畿内堺十處疫神祭、並に光仁天皇寶龜元年に起
光仁以下、據續日本紀、此他延喜制鎮竈鳴祭、鎮水神祭、鎮御在所祭、鎮土公祭、鎮新宮地祭、御竈、御井、産井、御川水、御禊羅城、御贖、八衢祭、行幸時祭の如き皆臨時之と行ふ、
延喜式、其事煩瑣とくして記さず、違あらざ、

神祇志料卷之五終

五之卷正誤

- 一張左 新當作祈 ○ 同九 祝當作祀 ○ 同十 祀當作祠 ○ 四張右 民當作氏 ○ 七行
- 同五 裏當作衰 ○ 同九 蒜當作赫 ○ 同十 勳當作勅 ○ 同十 呈當作呈 ○ 同張左 行注
- 管當作管 ○ 同七 歷當作曆 ○ 同十 徒當作從 ○ 五張右 比當作此 ○ 同十 齋サカサ當作サカサ ○ 同七 行注
- 六張左 諸當作緒 ○ 同左十 絶當作絶 ○ 九張左 贊當作贊 ○ 十張右 絶當作絶 ○ 同十 行
- 絶 ○ 同十 囊當作裏 ○ 同左六 侍當作侍 ○ 十二張右 神下脱物 ○ 同五 徒下脱跳 ○ 同七 行
- 同七 座上脱幄 ○ 十九張幣下 ○ 當作よ ○ 廿二張右 接當作接 ○ 廿三張忠下脱
- 疏 ○ 卅三張 侍當作侍 ○ 卅四張 詩當作持 ○ 卅五張 羅シ當作シ ○ 同十 小オ當作オ ○ 卅七張 祈當作所 ○ 四十張左 當作よ ○ 四十一張 使ツカヒ作ツカヒ也 ○ 左三行 行注

明治七年十二月十七日官許
同 九年二月出版

東京赤坂表三丁目三番地

著述出版人

栗田寬

甲府

帝盤町三十八番地

書林

内藤傳右衛門

